伊 豆 諸 島 地 域 森 林 計 画 書

（伊 豆 諸 島 森 林 計 画 区）

計 画 期 間

自　　平成２９年　４月　１日

至　　平成３９年　３月３１日

包 括 区 域

（大島町、利島村、新島村、
神津島村、三宅村、御蔵島村、
八丈町、青ヶ島村、小笠原村）

東京都

（平成２９年４月１日樹立）

この地域森林計画は、国が平成２５年１０月４日に森林法（昭和２６年法律第２４９号。以下「法」という。）第４条第１項の規定により樹立し、平成２８年５月２４日に法第４条第７項の規定により変更した全国森林計画（計画期間：平成２６年４月１日から平成４１年３月３１日まで）に即して、本計画区の森林資源及び林業の現況等を勘案して、法第５条第１項の規定により東京都が樹立した地域の森林施業の基本的事項等に関する計画である。

この計画の期間は、平成２９年４月１日から平成３９年３月３１日までの１０年間である。

目　　次

Ⅰ　計画の大綱

１　森林計画区の概況 ･･･ 3

２　前計画の実行結果の概要及びその評価 ･････････････････････････････････ 5

３　計画樹立に当たっての基本的な考え方 ･････････････････････････････････ 9

Ⅱ　計画事項

第１　計画の対象とする森林の区域 ･････････････････････････････････････ 15

第２　森林の整備及び保全に関する基本的な事項 ･････････････････････････ 16

１　森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 ･･･ 16

⑴　森林の整備及び保全の目標 ･･･ 16

⑵　森林の整備及び保全の基本方針 ･････････････････････････････････････ 16

⑶　計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 ･････････ 18

２　その他必要な事項 ･･･ 18

第３　森林の整備に関する事項 ･･ 19

１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。） ･････････ 19

⑴　立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針 ･････････････････････ 19

⑵　立木の標準伐期齢に関する指針 ･････････････････････････････････････ 20

⑶　その他必要な事項 ･･ 20

２　造林に関する事項 ･･･ 21

⑴　人工造林に関する指針 ･･ 21

⑵　天然更新に関する指針 ･･ 23

⑶　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針 ･･････････････ 24

⑷　その他必要な事項 ･･ 25

３　間伐及び保育に関する事項 ･･･ 25

⑴　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針 ･･･ 25

⑵　保育の標準的な方法に関する指針 ･･････････････････････････････････ 26

⑶　その他必要な事項 ･･ 27

４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 ･･････････････････････････ 27

⑴　公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施

業の方法に関する指針 27
⑵　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針 31
⑶　その他必要な事項 31
5　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項 31
⑴　林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方 31
⑵　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方 32
⑶　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方 32
⑷　路網の規格・構造についての基本的な考え方 32
⑸　更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法 32
⑹　その他必要な事項 32
6　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項 32
⑴　森林経営の受委託等による森林経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針 32
⑵　林業に従事する者の養成及び確保に関する方針 33
⑶　作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針 33
⑷　林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針 33
⑸　その他必要な事項 33

第４　森林の保全に関する事項 34
1　森林の土地の保全に関する事項 34
⑴　樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 34
⑵　森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法 35
⑶　土地の形質の変更に当たって留意すべき事項 35
⑷　その他必要な事項 35
2　保安施設に関する事項 35
⑴　保安林の整備に関する方針 35
⑵　保安施設地区の指定に関する方針 35

⑶　治山事業の実施に関する方針 …… 35
⑷　特定保安林の整備に関する事項 …… 36
⑸　その他必要な事項 …… 36
3　鳥獣害の防止に関する事項 …… 36
⑴　鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針 …… 36
⑵　その他必要な事項 …… 36
4　森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項 …… 37
⑴　森林病害虫等の被害対策の方針 …… 37
⑵　鳥獣害対策の方針（３に掲げる事項を除く） …… 37
⑶　林野火災の予防の方針 …… 37
⑷　その他必要な事項 …… 38

第５　保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項 …… 38
1　保健機能森林の区域の基準 …… 38
2　その他保健機能森林の整備に関する事項 …… 38

第６　計画量等 …… 39
1　間伐立木材積その他の伐採立木材積 …… 39
2　間伐面積 …… 39
3　人工造林及び天然更新別の造林面積 …… 39
4　林道の開設及び拡張に関する計画 …… 40
5　保安林の整備及び治山事業に関する計画 …… 43
⑴　保安林として管理すべき森林の種類別面積等 …… 43
⑵　保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等 …… 44
⑶　実施すべき治山事業の数量 …… 44
6　要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期 …… 44

第７　その他必要な事項 …… 45
1　保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法 …… 45
2　その他必要な事項 …… 49

別表１　天然更新に関する実施基準 ･･･ 50
別表２　法令により施業について制限を受けている森林の施業方法 ･････････････････ 52

（附）参考資料

1　森林計画区の概要 ･･･ 63
⑴　市町村別土地面積及び森林面積 ･･･ 63
⑵　地況 ･･･ 63
⑶　土地利用の現況 ･･･ 66
⑷　産業別生産額 ･･･ 67
⑸　産業別就業者数 ･･･ 67
2　森林の現況 ･･･ 68
⑴　齢級別森林資源表（地域森林計画対象森林） ･･･ 68
⑵　制限林普通林別森林資源表 ･･･ 74
⑶　市町村別森林資源表 ･･･ 75
⑷　所有形態別森林資源表 ･･･ 76
⑸　制限林の種類別面積 ･･･ 77
⑹　樹種別材積表 ･･･ 78
⑺　特定保安林の指定状況 ･･･ 78
⑻　荒廃地等の面積 ･･･ 78
⑼　森林の被害 ･･･ 79
⑽　防火線等の整備状況 ･･･ 79
3　林業の動向 ･･･ 79
⑴　保有山林規模別林家数 ･･･ 79
⑵　森林経営計画の認定状況 ･･･ 79
⑶　森林組合及び生産森林組合の現況 ･･･ 80
⑷　林業事業体等の現況 ･･･ 80
⑸　林業労働力の概況 ･･･ 80
⑹　林業機械化の概況 ･･･ 80
⑺　作業路網等の整備の概況 ･･･ 80
4　前期計画の実行状況 ･･･ 81
⑴　間伐立木材積その他の伐採立木材積 ･･･ 81
⑵　間伐面積 ･･･ 81
⑶　人工造林・天然更新別面積 ･･･ 81
⑷　林道の開設及び拡張の数量 ･･･ 81
⑸　保安林の整備及び治山事業に関する計画 ･･･ 82
⑹　要整備森林の森林施業の区分別面積 ･･･ 83
5　森林の異動状況 ･･･ 83
⑴　森林より森林以外への異動 ･･･ 83
⑵　森林以外より森林への異動 ･･･ 83

6　森林資源の推移 ･･ 84
⑴　分期別伐採立木材積等 ･･ 84
⑵　分期別期首資源表 ･･ 85

東京都森林位置図

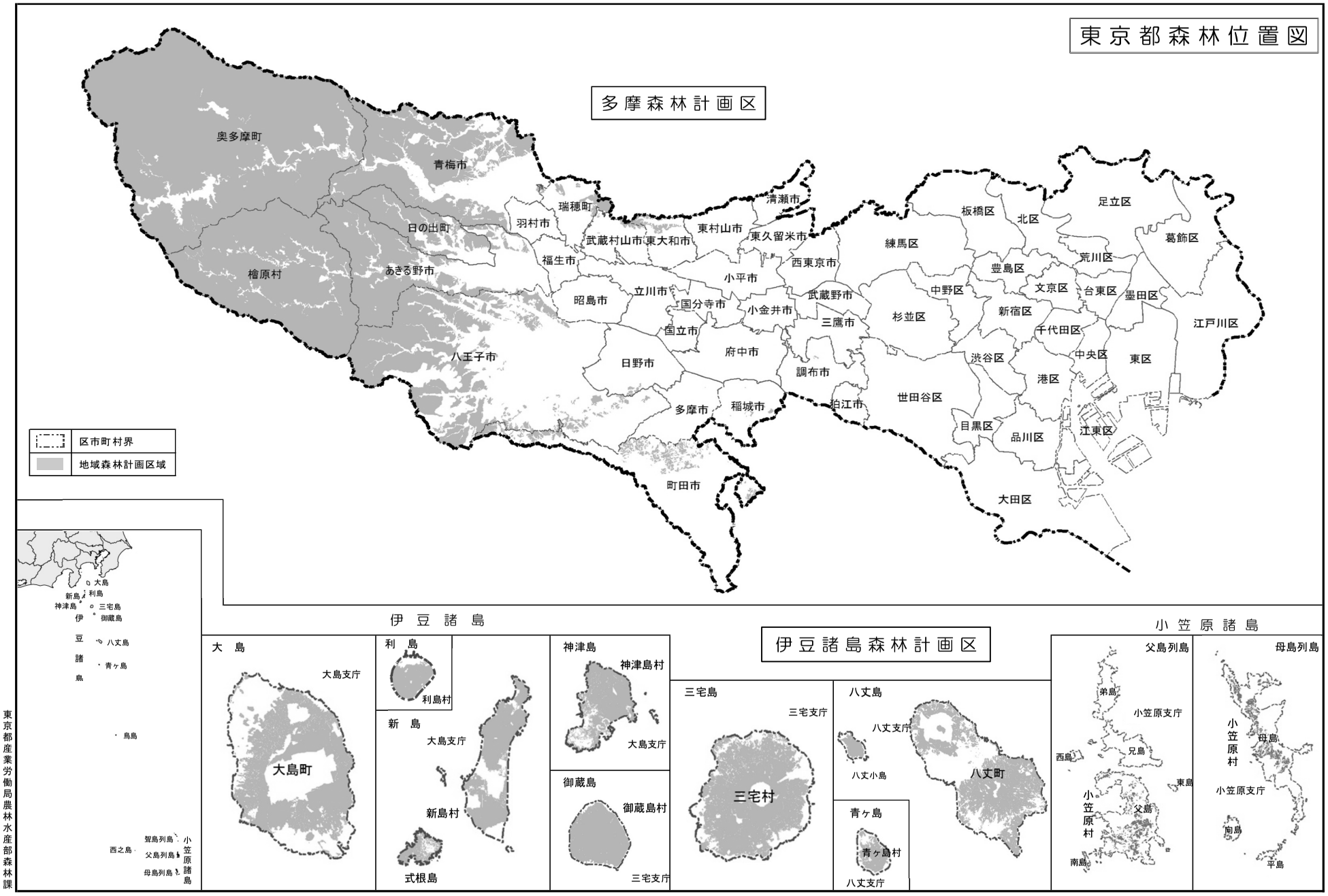

東京都産業労働局農林水産部森林課

Ⅰ　計画の大綱

Ⅰ　計画の大綱

１　森林計画区の概況

⑴　位置及び面積

伊豆諸島森林計画区は、利根川広域流域に属しており、伊豆諸島及び小笠原諸島の区域を包括している。

計画区の面積は４０４．１６平方㌔㍍で、国土の０．１％に相当する。

⑵　自然的背景

伊豆諸島は、東京の南方１２０から６５０㌔㍍に点在する１００余りの島嶼から成っている。このうち伊豆七島と言われる代表的な島々は、洋上に噴出した火山島で、玄武岩、安山岩及び流紋岩質の土地である。古来から地殻変動に伴う火山活動、地震活動が活発な地域であり、近年では、昭和６１年（１９８６年）の伊豆大島噴火、さらに平成１２年（２０００年）には三宅島雄山の噴火に加え神津島・新島の地震が発生している。土壌は粗粒風化火山噴出物未成熟土壌が主体で、一部褐色森林土が分布している。気候は温暖多雨で、年間の降水量は３，０００㍉㍍に達する地域もあり、梅雨や台風の季節はしばしば集中豪雨に見舞われることがある。平成２５年（２０１３年）１０月には、台風２６号の接近に伴う記録的な豪雨（２４時間降水量８２４㍉㍍）により大規模な土砂流出が発生し、多数の死傷者、家屋倒壊等を伴う甚大な被害をもたらした。

小笠原諸島は、東京の南南東約１，０００㌔㍍にある海底火山の隆起によってできた大小３０余りの島々の総称で、小笠原群島（聟島、父島、母島列島）、火山列島（硫黄列島）及び三つの孤立島（西之島、南鳥島、沖の鳥島）から成っており、海食崖が発達し、一部にサンゴ礁も分布している。気候は亜熱帯に位置し、気温の変化が少ない海洋性の気候で、父島における年間の平均気温も約２３度としのぎやすい。近年の年平均降水量は、父島で１，２５０㍉㍍を超える程度で東京よりも少ない。独特な島嶼生態系を形成しており、小さい島でありながら固有種の割合が高いことなどが評価され、平成２３年（２０１１年）６月に世界自然遺産に登録された。火山列島（硫黄列島）及び西之島は近年でも火山活動が見られ、平成２５年（２０１３年）１１月には西之島の南東沖で海底火山が噴火した。火山はその後も活動を継続し、同年１２月には溶岩流が西之島と結合し陸地が一体化したことが確認され、現在の陸地部分は２．６８平方㌔㍍となっている。

⑶　社会経済的背景

本計画区の島々は、太平洋上に広く分布しており、漁業や領土の保全の面だけでなく、海洋や森林の豊かな自然環境を生かした観光産業やレクリエーション活動の場と

しても注目を集めている。

一方、火山活動の活発化や集中豪雨などによる自然災害が多く発生しているため、島民の生活を守る災害対策や交通の確保等が近年の大きな課題となっている。

⑷　森林・林業の現況

本計画区の森林は、その気候や地形等の自然条件により多様な樹種からなる広葉樹林が主体で、古くから薪炭の生産、大島及び利島のツバキ油や御蔵島のツゲ材など特用林産物の生産が行われてきた。しかし、薪炭の生産等の衰退に伴って、林業、林産業の活動は低下している。

一方、この広葉樹主体の森林は、海洋資源と並んで重要な資源であり、保健休養や山地災害防止など公益的機能の発揮が強く求められている。

２　前計画の実行結果の概要及びその評価

（前計画における前半５ヵ年：平成２４年度から平成２８年度までの５ヵ年）

⑴　伐採立木材積

ア　実行結果の概要

単位　材積：千立方メートル，実行歩合：パーセント

区分	伐採立木材積								
	計画			実行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総数	1.00	1.00	2.00	0.84	0.58	1.42	84	58	71
針葉樹	－	1.00	1.00	0.35	0.01	0.36	－	1	36
広葉樹	1.00	－	1.00	0.50	0.57	1.06	50	－	106

イ　評価

主伐材積については、概ね計画どおり実行された。

間伐材積については、小笠原村における移入樹種の駆除が多くを占め、一部人工林整備のための間伐が行われた。

⑵　人工造林及び天然更新別の造林面積

ア　実行結果の概要

単位　面積：ヘクタール，実行歩合：パーセント

人工造林及び天然更新別面積								
総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
4.00	4.20	105	2.00	0.34	17	2.00	3.86	193

イ　評価

人工造林については、利島村におけるツバキの植栽等が一部行われたのみであり、計画量を下回った。

天然更新については、小笠原村における移入樹種の駆除によるものが多くを占め、この結果、計画数量を上回った。

⑶　間伐面積

ア　実行結果の概要

単位　面積：ヘクタール，実行歩合：パーセント

計画	実行	実行歩合
25	19	75

イ　評価

間伐面積については、小笠原村における移入樹種の駆除が多くを占め、概ね計画どおり実行された。

⑷　林道の開設又は拡張規模

ア　実行結果の概要

単位　延長：キロメートル，実行歩合：パーセント

区分	林道の開設又は拡張の数量								
	開設延長			改良延長			舗装延長		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
総数	－	－	－	24	11	46	4	10	265
基幹林道	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	24	11	46	4	10	265

イ　評価

改良については、労務費や建設コストの増嵩により実行が厳しくなり、計画量を下回った。

舗装については、災害復旧事業の実施量が増加したため、計画量を上回った。

⑸　保安林の整備

ア　実行結果の概要

単位　面積：ヘクタール，実行歩合：パーセント

区分	保安林の指定又は解除の面積					
	指定			解除		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
水源かん養のための保安林	－	－	－	－	－	－
災害防備のための保安林	27	232	860	1	2	187
保健、風致の保存等のための保安林	－	－	－	－	0	－

イ　評価

保安林の指定については、山地治山施設の整備強化に伴い、三宅村を中心に土砂流出防備保安林の指定が行われたことから、計画量を上回った。

解除については、公道用地や砂防施設用地等への転換が実施されたため、計画量を上回った。

⑹　治山事業

ア　実行計画の概要

単位　地区数：地区，実行歩合：パーセント

保安施設事業			
種類	計画	実行	実行歩合
山地治山	30	26	87

イ　評価

山地治山施設整備については、平成２５年度に発生した大島における台風被害の復旧のため、予定箇所の変更により緊急的に実施した箇所があるが、期間全体では概ね計画どおりとなった。

⑺　要整備森林の整備

該当なし

３　計画樹立に当たっての基本的な考え方

本計画区は、青ヶ島を除いてほとんどの森林が富士箱根伊豆国立公園及び小笠原国立公園に指定され、多様な樹種から成る広葉樹天然林が主体であり保健文化機能が極めて高い。小笠原諸島においては、独自の進化を遂げてきた固有の動植物が多く存在することから、平成２３年６月に小笠原諸島が世界自然遺産として登録されるなど、生物多様性機能も重要視されている。加えて、島しょ地域の特性として、暴風日数や降水量が多く、地形、地質的にも土砂流出の危険度が高いため、災害防止機能として森林の果たす役割も大きくなっている。このような背景や気候、地質といった因子が重なり、森林の構成も人工林の割合が極端に少なく、木材生産としての機能は重視されていない。基本的には、広葉樹が大部分を占める天然林が多いことから、自然の遷移にゆだねる天然林施業を主体として森林の整備及び保全の目標、森林の施業や路網の開設等森林の整備に関する事項、保安施設の整備や森林の保護に関する事項等を明らかにすることとする。

なお、市町村森林整備計画は、地域の森林のマスタープランとしての性格を発揮させるべく、市町村内の自然条件や森林資源の構成、森林に対する社会的要請及び森林・林業に関する諸施策の実施状況等を勘案し、本計画で定める基本的考え方、基準及び指針等を規範として策定することとする。

⑴　計画の対象とする森林の区域

本計画の対象とする森林の区域は、平成２８年１０月１日現在で伊豆諸島森林計画区が包括する区市町村の区域の民有林（森林法第２条第１項で規定する森林のうち、同条第３項に規定する国有林及び同法第１０条の４に規定する適用除外森林を除いた森林）とする。ただし、その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林は除く。

⑵　森林の整備及び保全に関する事項

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全や地球温暖化の防止並びに地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨等による災害防止に果たす役割にも考慮して、森林資源の状況並びに森林に関する自然条件及び社会的要請を総合的に勘案の上、特に発揮することを期待されている機能毎の森林整備及び保全の基本方針を明らかにするとともに、計画期末の森林整備の目標を示す。

⑶　森林の整備に関する事項

ア　立木竹の伐採に関する事項

森林の有する多面的機能の発揮と資源の循環利用を図ることを前提とし、森林資源の現況、過去の伐採傾向、主要事業の規模及び全国森林計画に基づく本計画区への割振り量等を勘案して伐採量を計画する。

また、適切な森林施業を推進するため、立木の標準伐期齢及び伐採方法の指針を示す。

イ　造林に関する事項

裸地状態を早期に解消して多面的機能の維持をはかるため、過去の造林傾向、主要事業の規模及び全国森林計画に基づく本計画区への割振り量等を勘案して人工造林及び天然更新別の造林量を計画する。

また、人工造林及び天然更新の対象樹種及び更新方法の指針を示す。

ウ　間伐及び保育に関する事項

森林の有する多面的機能の高度発揮を図るため、森林資源の現況、過去の間伐実施状況及び全国森林計画に基づく本計画区への割振り量等を勘案して間伐量を計画するとともに間伐の標準的な回数、実施時期及び方法についての指針を示す。

保育については、適切な森林施業を確保し、健全な森林を育成するため、下刈り、つる切り、枝打及び除伐の実施時期及び方法についての指針を示す。

エ　公益的機能別施業森林の整備に関する事項

市町村森林整備計画で区分する公益的機能別施業森林（水源涵（かん）養機能維持増進森林、山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林、保健機能維持増進森林）及び木材生産機能維持増進森林の区域設定の基準及び施業の方法に関する指針を示す。

オ　林道等の開設に関する事項

適切な森林整備の推進や災害時の迂回路として、より安全な通行が確保されるように、改良や舗装を中心に路網の整備を進めていくものとする。整備に当たっては、地域の実情を踏まえて、早期に完了させることにより高い効果が期待できる路線を集中的に計画する。

カ　森林施業の共同化に関する事項

特になし

⑷　森林の保全に関する事項

ア　森林の土地の保全に関する事項

山地災害を防止し、森林の土地の保全を図るため、土壌緊縛力を有する樹根、保水機能を有する表土等の保全に留意すべき森林を指定する。

イ　保安施設に関する事項

保安林として管理すべき森林については、流域における自然条件や社会的要請及び保安林の配備状況を踏まえ、保安林の指定配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件の見直し等を行いながらその整備を図る。

治山事業については、事前防災・減災の考え方に立ち、緊急に整備を要する箇所等を対象として治山施設の設置や本数調整伐等を計画する。

また、機能の発揮が低位な状態にあり、森林施業の実施により機能の回復・増幅が見込まれる保安林を要整備森林に指定し、その整備を図る。

ウ　鳥獣害の防止に関する事項

鳥獣害防止森林区域の基準及び当該森林区域内における鳥獣害の防止の方法について方針を定める。

エ　森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

病虫害、鳥獣害（３⑷ウに掲げる事項を除く）、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備や被害防除対策、被害跡地の復旧等について方針を定める。

⑸　保健機能森林の整備に関する事項

保健機能と文化機能が高い保健機能森林の区域設定の基準、保健機能の維持増進を図る森林整備の方針等を定める。

Ⅱ　計 画 事 項

Ⅱ　計画事項

第１　計画の対象とする森林の区域

単位　面積：ﾍｸﾀｰﾙ

区分		対象面積	備考
総数		19,171.71	
町村別面積	大島町	4,739.70	大島支庁
	利島村	276.36	
	新島村	1,784.85	
	神津島村	1,415.64	
	小計	8,216.55	
	三宅村	4,031.79	三宅支庁
	御蔵島村	1,827.11	
	小計	5,858.90	
	八丈町	3,936.36	八丈支庁
	青ヶ島村	361.33	
	小計	4,297.69	
	小笠原村	798.57	小笠原支庁
	小計	798.57	

注１　計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。

２　本計画の対象森林は、保安林及び保安施設地区内の森林を除き、次の事項の対象となる。

⑴　森林法第１０条の２第１項の林地開発許可

⑵　森林法第１０条の７の２第１項の規定による森林の土地の所有者となった旨の届出

⑶　森林法第１０条の８第１項の規定による伐採及び伐採後の造林の届出

３　森林計画図の縦覧場所は、以下のとおりとする。

⑴　総務局大島支庁産業課

⑵　総務局三宅支庁産業課

⑶　総務局八丈支庁産業課

⑷　総務局小笠原支庁産業課

第２　森林の整備及び保全に関する基本的な事項

１　森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

⑴　森林の整備及び保全の目標

当該計画区域内における森林の有する機能及び各機能における望ましい森林資源の姿は次のとおりとする。

森林の有する機能	各機能における望ましい森林資源の姿
水源涵（かん）養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	大気の浄化、騒音や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いや学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する森林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

⑵　森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する各機能の充実と機能間の調整、また、それぞれの機能の維持増進を図るため、森林の整備及び保全の基本方針を次のとおり定めることとする。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵(かん)養機能	①　良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や都民のニーズ等必要に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。 ②　ダム等の利水施設上流部等において、水源涵(かん)養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。
山地災害防止機能／土壌保全機能	①　災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や都民のニーズ等必要に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。 ②　集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。
快適環境形成機能	①　地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。 ②　快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。
保健・レクリエーション機能	①　都民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や都民のニーズ等必要に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。 ②　保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
文化機能	①　美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。 ②　風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進す

	ることとする。
生物多様性保全機能	すべての森林は、多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、その土地固有の自然条件に適したさまざまな生育段階や樹種から構成される森林がバランスよく配置される森林整備を推進するものとする。
木材等生産機能	① 木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。 ② 将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。

⑶ 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、次のとおり計画する。

単位　面積：ﾍｸﾀｰﾙ

区分		現況	計画期末
面積	育成単層林	3,451	3,451
	育成複層林	―	―
	天然生林	14,576	14,576
森林蓄積（m^3／ﾍｸﾀｰﾙ）		123	132

注１　育成単層林とは、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。

２　育成複層林とは、森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば針葉樹を高木とし、広葉樹を下木とする森林。

３　天然生林とは、主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林。例えば、天然更新によるシイ・カシ・ブナ・コメツガ・シラビソ等からなる森林

２　その他必要な事項

伊豆諸島においては、生物多様性保全機能を維持するため、森林内に生息する移入動植物を排除する等、希少な生物の生育を促すような森林整備に努めることとする。

特に、小笠原諸島においては、撹乱された森林生態系を回復し、固有動植物の生育を促すため、移入動植物の排除等、より積極的な森林整備を行うこととする。

第３　森林の整備に関する事項

１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐とは、主伐のうち択伐以外のものとし、択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものとする。

⑴　立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。

なお、市町村森林整備計画で定める「立木の伐採（主伐）の標準的な方法」についての指針は、次のとおりとする。

ア　皆伐

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件、地域の林業技術体系及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、以下の事項に留意のうえ実施するものとする。

(ｱ) 自然条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、１箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。

また、林地の保全、落石等の防止、風害等の各種被害の防止及び風致の維持、渓流周辺並びに尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

(ｲ) 主伐の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、多様化及び長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採するものとする。

(ｳ) 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な場合を除き、適確な更新により、裸地状態を早急に解消するため、適地適木を旨として、郷土樹種も考慮に入れて、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽するものとする。

ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき・植え込みを行うものとする。

また、優良なぼう芽を発生させるため、１１月から３月の間に伐採するものとする。

イ　択伐

択伐に当たっては、人為と天然力の適切な組み合わせにより、複数の樹冠層を構成する森林として成立させ、一定の立木材積の維持や森林の有する多面的機能の維持増進が適切に図られるよう以下の事項に留意のうえ実施するものとする。

(ｱ) 点状（単木）・帯状又は群状択伐による場合は、伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行い、材積に係る伐採率 30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては 40%以下）を標準とし、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な繰り返し期間によること。

(ｲ) 漸伐又は小面積皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮すること。

(ｳ) 小面積伐採等を行った森林については、大苗を植栽するなど、早急かつ確実な更新が図られるよう配慮すること。

(ｴ) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮すること。

(ｵ) ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき・植え込みを行うものとする。

また、優良なぼう芽を発生させるため、１１月から３月の間に伐採するものとする。

⑵　立木の標準伐期齢に関する指針

市町村森林整備計画で定める「立木の標準伐期齢」についての指針は、次のとおりとする。

なお、標準伐期齢は、標準伐期齢に達した森林の伐採を義務付けるものではない。

【立木の標準伐期齢の指針】

地区	樹種							
	スギ	ヒノキ	マツ	その他の針葉樹		広葉樹		
				人工植栽により生育	天然下種により生育	主として天然下種により生育	主としてぼう芽により生育	主として人工植栽により生育
全域	35	40	35	40	55	65	15	10

⑶　その他必要な事項

小笠原村では、人為的に持ち込んだとされる樹種（移入種）が、固有の森林生態系

や固有動植物の生育環境に影響を与えているため、移入種の排除に関する事項を次のように定めることとする。

ア　移入種とする樹種

区分	樹種
特に侵略性が強いため、人為による強制的な除去が必要な樹種	アカギ、モクマオウ（トクサバモクマオウ）、ギンネム（ヒメギンネム）
侵略性が強く人為による除去が必要な樹種	リュウキュウマツ、ガジュマル、シマグワ、キバンジロウ
必要に応じ人為による除去が必要な樹種	上記以外の樹種で、固有の樹種に影響を与えるおそれがあると認められる場合には、市町村森林整備計画において、除去が必要な樹種を定めることができるものとする

イ　除去の方法

移入種の除去にあたっては、固有の森林生態系の修復や固有動植物の生育環境改善の一工程として一般的である、樹幹への薬剤注入による枯殺を実施し、必要に応じて伐採を行うものとする。この際、強制的な除去が必要な樹種は、除去を行う林齢及び時期を問わないこととする。

また、生育を抑制する樹種については、幼樹、若木の除去を小規模面積で実施するなど、段階的な排除を行うものとする。

２　造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新すべき期間内に造林を行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林においては、人工造林を行うものとする。

⑴　人工造林に関する指針

ア　人工造林の対象樹種に関する指針

市町村森林整備計画において定める「人工造林の対象樹種」は、適地適木を旨と

して、スギ、ヒノキ、クロマツのほか、広葉樹や郷土樹種からその林地に最も適する造林樹種とする。

イ　人工造林の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「人工造林の標準的な方法」についての指針は、次のとおりとする。

(ｱ) 育成単層林

①　人工造林の植栽本数については、生産目標や森林の諸機能の発揮に対する社会的要請、既往の植栽本数及び施業体系等を勘案して、次のとおり定めるものとする。

なお、スギ・ヒノキ・マツについては下表の植栽本数を基礎として定めるものとする。

樹種	仕立て方法	植栽本数
スギ	密仕立て	４，０００本／㌶
	中仕立て	３，０００本／㌶
	疎仕立て	２，０００本／㌶
ヒノキ	密仕立て	４，０００本／㌶
	中仕立て	３，０００本／㌶
	疎仕立て	２，０００本／㌶
マツ	中仕立て	３，０００本／㌶

②　伐採木や枝条等が植栽の支障とならないよう、地ごしらえを行うこととし、気象災害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置とするなどの点に留意するものとする。

また、気候その他の自然条件及び既往の方法を勘案して、植え付け方法を定めるとともに、適期に植え付けるものとする。

③　ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の優劣があきらかとなる頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を１株当たりの仕立て本数３～４本を目安として、ぼう芽整理を行うものとする。

④　除伐、間伐は、適正な林分構造が維持されるよう適時適切に行うものとする。

(ｲ) 育成複層林

更新を確保し成林させるために更新補助作業を実施することが必要となる森林については、それぞれの森林の状況に応じた方法により施業を行うものとする。

なお、更新補助作業は次によるものとする。

① 地表処理は、ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所について掻き起こし、枝条整理等の作業を行うこと。

② 刈出しは、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこと。

③ 植え込みは、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽すること。

④ 植栽を行うことが必要かつ適切な森林については、大苗の植栽などとともに、３の⑴のアの(ｱ) の③に準じて施業を行うこと。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

市町村森林整備計画で定める「伐採跡地の人工造林をすべき期間」についての指針は、次のとおりとする。

(ｱ) 皆伐を行い人工造林によるものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年以内とする。

(ｲ) 人工林択伐を実施する場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内とする。

⑵ 天然更新に関する指針

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

市町村森林整備計画において定める「天然更新の対象樹種」は、適地適木を旨とする。さらに、土壌等の自然条件、既往の施業体系などを勘案し、在来樹種も考慮に入れて、広葉樹ではスダジイ、タブノキ、トベラ等、針葉樹ではクロマツ等を主体とし、将来その林分において高木となりうる樹種とする。このうち、ぼう芽更新が可能な樹種はスダジイ、タブノキ、トベラ等とする。

イ　天然更新の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「天然更新の標準的な方法」についての指針は、次に示す事項及び別表１「天然更新に関する実施基準」のとおりとする。

(ｱ) 天然下種更新

天然下種更新による場合には、それぞれの森林の状況に応じて、次のとおり地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うものとする。

①　地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うものとする。

②　刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うものとする。

③　植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。

(ｲ) ぼう芽更新

ぼう芽更新による場合は、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて、芽かき又は植込みを行うものとする。

ウ　伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

市町村森林整備計画で定める「伐採跡地の天然更新をすべき期間」についての指針は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後５年以内とする。

また、各市町村において適用する天然更新完了基準は、伐採跡地の天然更新をすべき期間を踏まえたうえで、本数及び樹高により確認するものとし、別表１の３及び４のとおり定めるものとする。この完了基準により更新が完了していないと判断される場合には、植栽等により確実に更新を図るものとする。

⑶　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣及び鳥獣害の被害の発生状況、当該森林及び近隣の主伐実施箇所における天然更新の状況等の観点から天然更新が期待できない森林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、適確な更新を確保するものとする。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、市町村森林整備計画においてその森林を定めるものとする。

⑷　その他必要な事項

ア　有用広葉樹

ツバキ、ツゲ、クワ、スダジイ等伊豆諸島特有の有用広葉樹については、その地域での既往の施業体系に関らず適確な更新を図るため、上層木を伐採した跡地又は下層には優良系統個体から採取した種子又は苗を使用することとし、優良系統品種の保存に努めることとする。

イ　三宅村の植生回復の遅れている地域における人工造林

三宅村においては、平成１２年の火山噴火後、緑化植物の播種等により植生の回復を図ってきたものの、火山ガスによる影響で回復が遅れている地域が依然としてある。このような地域で人工造林を行う際は、火山ガスの影響を勘案しつつ、自然植生の回復を待ってから実施することとする。

３　間伐及び保育に関する事項

⑴　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法」についての指針は、次のとおりとする。

ア　育成単層林

林冠がうっ閉して、林木相互の競争が生じ始めた時期をその開始時期とするとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう適切な間伐率に留意し、おおむね①枯損木、病木及び衰退木、②被圧木、③曲がり木、④並みの木の順序で行うものとする。ただし、選木に当たっては、形質不良木に偏ることなく、立木の配置が適切になるよう留意することとする。

⑺　標準的な間伐の回数及び時期

標準的な間伐の回数及び実施時期については、下表とおり定めるものとする。

樹種	施業種別	齢級													備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13 … 20	
スギ	短伐期			←→				→							概ね３回実施
	長伐期			←→								→			概ね５回実施
ヒノキ	短伐期			←→					→						概ね３回実施
	長伐期			←→									→		概ね５回実施

(ｲ) 間伐率

間伐率は本数率で３０％を標準とするが、材積に係る伐採率が３５％以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね５年後においてその森林の樹冠疎密度が１０分の８以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。

イ　育成複層林

植栽型の森林については、育成単層林における施業に準じて行うこととする。

天然更新型の森林については、それぞれの森林の状況に応じた適正な林分構造が維持されるよう適時適切に行うものとする。

⑵　保育の標準的な方法に関する指針

保育の標準的な方法は、下刈り、つる切り、枝打ち及び除伐とし、立木の生育促進及び林分の健全化を図るものとする。

なお、市町村森林整備計画で定める「保育の作業種別の標準的な方法」についての指針は、次のとおりとする。

ア　標準的な保育作業の時期

標準的な保育作業の実施時期については、次のとおり定めるものとする。

【基準】

保育の種類	樹種	実施林齢									
		1	2	3	4	5	6	7	10	13	20
下刈り	スギ ヒノキ	○	○	○	○	○	○	○			
つる切										○	○
枝打ち										○	○
除伐									○		

イ　育成単層林

(ｱ) 下刈り

下刈りは、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこと。また、下刈りの終期は、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断すること。

(ｲ) つる切

つる類を切る場合には、なるべくつるの地際部から切断し、幹に傷をつけないように注意すること。また、幹に食い込み始めたつるは必ず幹から取り除くようにすること。

(ｳ) 枝打ち

枝の切断作業にあたっては、原則として幹に傷をつけないように注意すること。また、枝打ちの実施時期は、成長休止期である新芽の吹き出す前頃か紅葉の始まる頃から雪の降る頃までに行うことを基本とすること。

(ｴ) 除伐

目的外樹種であっても、その生育の状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保存し育成すること。

ウ　育成複層林

下刈り、つる切り、除伐、枝打ちは、育成単層林における施業に準じて行うものとすること。

枝払いは、下層木の生育に必要な林内照度を確保するため、必要に応じて行うものとすること。

⑶　その他必要な事項

特になし

4　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

⑴　公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア　区域の設定の基準

公益的機能別施業森林は、水源涵(かん)養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林とし、各機能における

森林の区域を設定する基準を次のとおり定めるものとする。

なお、区域を設定する際に機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないようにするものとする。

(ｱ) 水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵(かん)養機能維持増進森林）

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び渓流等の周辺に存する森林とする。

水源涵(かん)養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、森林の分布状況を踏まえ林班又は準林班単位等で面的に設定することが望ましい。

(ｲ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林）

山腹崩壊等により人命・人家等に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林とする。

山地災害防止機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、森林の分布状況を踏まえ林班又は準林班単位等で面的に設定することが望ましい。また、土壌保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林は、林班又は準林班単位等で面的に設定又は林小班等特定の区域でも設定できるものとする。

(ｳ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）

住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林とする。

快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、林班又は準林班単位等で面的に設定又は林小班等特定の区域でも設定できるものとする。

(ｴ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健機能維持増進森林）

観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林、都民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡、名勝等の所在する森林やこれらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する森林、さらに、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する渓畔林などの属地的な機能の発揮が求められている森林と

する。

保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、林班又は準林班単位等で面的に設定又は林小班等特定の区域でも設定できるものとする。

イ　施業の方法に関する指針

(ｱ) 水源涵(かん)養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐期の間隔の拡大や皆伐面積の規模縮小や分散を図ることとする。また、自然条件や都民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

なお、当該機能において、伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進すべき森林の基準は、次のとおりとする。

水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要がある森林（水源涵(かん)養機能）	次の条件のいずれかに該当する森林 ①　地形について a　標高の高い地域 b　傾斜が急峻な地域 c　谷密度の大きい地域 d　起伏量の大きい地域 e　渓床又は河床勾配の急な地域 f　掌状型集水区域 ②　気象について a　年平均又は季節的降水量が多い地域 b　短時間に強い雨の降る頻度が高い地域 ③　その他 大面積の伐採が行われがちな地域

(ｲ) 森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、特にこれらの公益的機能の発揮を図る森林については択伐による複層林施業を行うものとする。それ以外の森林においては、択伐以外の方法による複層林施業を行うこととし、適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分においても、機能の確保ができる場合には、長伐期施業を行うことも可能であるものとする。また、皆伐によるものについては伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

各機能のうち、複層林施業を推進すべき森林の基準は、次のとおりとする。

人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林	次の条件のいずれかに該当する森林 ①　地形 a　傾斜が急な箇所であること。 b　傾斜の著しい変移点を持っている箇所であること。 c　山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること。 ②　地質 a　基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。 b　基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること c　破砕帯又は断層線上にある箇所であること。 d　流れ盤となっている箇所であること。 ③　土壌等 a　火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所であること。 b　土層内に異常な滞水層がある箇所であること。 c　石礫地からなっている箇所であること。 d　表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所であること。
生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林	次の条件のいずれかに該当する森林 ①　都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした林相をなしている森林 ②　市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林 ③　気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林
自然環境の保全及び形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林	次の条件のいずれかに該当する森林 ①　湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林 ②　紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの ③　ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林 ④　希少な生物の保護のため必要な森林（択伐に限る。）

(ｳ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うものとする。

⑵ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林とする。

なお、区域を設定する際に、⑴の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないようにするものとする。

イ 施業の方法に関する指針

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域においては、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

⑶ その他必要な事項

特になし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

⑴ 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道の改良にあたっては、住民や利用者の利便性確保の観点から必要な規格と構造とする。

なお、水源涵(かん)養機能及び山地災害防止機能の発揮を重視する森林においては、必要に応じて排水対策に資する施設の整備に努めるものとする。

また、快適環境形成機能や保健文化機能を有し人との共生を重視する森林においては、景観や生態系の保全に配慮した線形や施設を選択し、森林へのアクセス等必要な路網の整備を行うものとする。

路網の現状は下表のとおり。

○路網の現状

単位　延長：ｷﾛﾒｰﾄﾙ

区分	路線数	延長
森林管理道	34 路線	133
うち林業専用道	－	－

⑵　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

該当なし

⑶　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

該当なし

⑷　路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網整備を図る観点等から、路網整備にあたっては、林道規程（昭和４８年４月１日４８林野道第１０７号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成２２年９月２４日２２林整整第６０２号林野庁長官通知）及び森林作業道作設指針（平成２２年１１月１７日２２林整整第６５６号林野庁長官通知）を基本として東京都が定める林業専用道作設指針、森林作業道作設指針に則り整備を行うものとする。

⑸　更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし

⑹　その他必要な事項

特になし

６　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

⑴　森林経営の受委託等による森林経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

該当なし

⑵　林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

該当なし

⑶　作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

該当なし

⑷　林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

該当なし

⑸　その他必要な事項

特になし

第４　森林の保全に関する事項

１　森林の土地の保全に関する事項

⑴　樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、次のとおりとする。

単位　面積：ﾍｸﾀｰﾙ

所在		面積	留意すべき事項	備考
市町村	地区			
大島町	1林班ほか　40林班の一部	433	樹根の土壌緊縛力	土砂流出防備保安林
	20林班ほか　1林班の一部	1	〃	土砂崩壊防備保安林
	79林班の一部	15	〃	飛砂防備保安林
	3林班ほか　4林班の一部	34	〃	防風保安林
	2林班ほか　6林班の一部	15	表土の保水機能	干害防備保安林
	76林班ほか　1林班の一部	3	樹根の土壌緊縛力	防火保安林
	2林班ほか　19林班の一部	87	〃	砂防指定地
利島村	6林班の一部	7	樹根の土壌緊縛力	土砂流出防備保安林
新島村	1林班ほか　8林班の一部	98	樹根の土壌緊縛力	土砂流出防備保安林
	10林班ほか　3林班の一部	33	樹根の土壌緊縛力	土砂崩壊防備保安林
	9林班ほか　1林班の一部	3	〃	飛砂防備保安林
	5林班ほか　4林班の一部	24	〃	防風保安林
	8林班ほか　1林班の一部	8	〃	潮害防備保安林
	12林班ほか　2林班の一部	31	〃	落石防止保安林
	17林班ほか　5林班の一部	21	〃	魚つき保安林
	12林班ほか　5林班の一部	12	〃	砂防指定地
神津島村	1林班ほか　9林班の一部	244	樹根の土壌緊縛力	土砂流出防備保安林
	5林班ほか　4林班の一部	15	〃	土砂崩壊防備保安林
	35林班の一部	2	〃	防風保安林
	35林班の一部	3	〃	潮害防備保安林
	3林班ほか　2林班の一部	46	表土の保水機能	干害防備保安林
	2林班ほか　10林班の一部	26	〃	砂防指定地
三宅村	8林班ほか　11林班の一部	768	樹根の土壌緊縛力	土砂流出防備保安林
	40林班ほか　1林班の一部	15	〃	土砂崩壊防備保安林
	4林班ほか　3林班の一部	21	〃	防風保安林
	40林班の一部	7	表土の保水機能	干害防備保安林
	4林班ほか　21林班の一部	151	樹根の土壌緊縛力	砂防指定地
御蔵島村	1林班ほか　4林班の一部	124	樹根の土壌緊縛力	土砂流出防備保安林
	2林班の一部	5	表土の保水機能	干害防備保安林
	16林班ほか　1林班の一部	5	樹根の土壌緊縛力	砂防指定地
八丈町	5林班ほか　18林班の一部	530	樹根の土壌緊縛力	土砂流出防備保安林
	5林班ほか　1林班の一部	16	〃	土砂崩壊防備保安林
	63林班の一部	4	〃	防風保安林
	5林班ほか　2林班の一部	5	〃	潮害防備保安林
	43林班の一部	2	表土の保水機能	干害防備保安林
	1林班ほか　21林班の一部	48	樹根の土壌緊縛力	砂防指定地
青ヶ島村	4林班ほか　1林班の一部	14	樹根の土壌緊縛力	土砂崩壊防備保安林
小笠原村	16林班の一部	8	樹根の土壌緊縛力	砂防指定地
計		2,885		

⑵　森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

該当なし

⑶　土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

ア　土砂の切取り、盛土等土地の形質変更に当たっては、森林の土地の保全に十分留意することとし、土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件及び行うべき作業の内容等に留意して、実施する区域を選定するものとする。

イ　土砂の切取り及び盛土を行う場合には、必要に応じて、のり面保護のための緑化工事及び土留工事を施工すること。また、雨水を適切に処理するための排水施設を設けるものとする。

ウ　その他の土地の形質変更に当たっては、その態様に応じて土砂の流出及び崩壊の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講じるものとする。

⑷　その他必要な事項

特になし

2　保安施設に関する事項

⑴　保安林の整備に関する方針

保安林については、流域における森林に関する自然条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえつつ、水源の涵(かん)養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するために保安林として指定する必要がある森林について保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件の見直し等を行いながら、その整備を図る。

⑵　保安施設地区の指定に関する方針

該当なし

⑶　治山事業の実施に関する方針

近年頻発している集中豪雨や台風等による被害を軽減し、都民の生命・財産を守るため、事前防災・減災の考え方に立ち、緊急に整備を要する箇所について、早期に着手し山地災害を防止する。その際、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用に努める。また、計画、設計及び施工の各段階において、

コスト縮減、自然環境への配慮や、木材利用への取組を進める。

⑷　特定保安林の整備に関する事項

特定保安林の区域内に存在し、樹冠疎密度、樹種、林木の生育の状況、下層植生の状況からみて機能の発揮が低位な状態にあると認められる保安林で、森林施業の実施により機能の回復・増進が図られると見込まれるものについて、要整備森林に指定し、その整備を図る。

⑸　その他必要な事項

特になし

３　鳥獣害の防止に関する事項

⑴　鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

鳥獣害防止森林区域の設定の基準を示し、かつ当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針を定めるべき対象鳥獣は、「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について」（平成１２年５月８日１２林野計第１８８号林野庁長官通知）に基づくとともに、本計画区の現状を勘案し、ニホンジカとする。

ア　区域の設定の基準

ニホンジカによる食害や剥皮等の森林被害が現に発生している又は今後発生することが予想される森林を鳥獣害防止森林区域に設定する。区域の設定にあっては「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成２８年１０月２０日２８林整研第１８０号林野庁長官通知）に基づき、森林生態系多様性基礎調査の結果を基に、目撃情報及び被害情報を勘案して設定する。

イ　鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、単木保護ネットやシカ侵入防止柵・ネット等の設置、現地調査による被害状況のモニタリング等の植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進するものとする。その際、生息状況や被害の動向を踏まえ、関係行政機関や猟友会等と連携した対策を推進することとし、東京都獣害対策基本計画及び鳥獣保護管理事業計画等の農業被害対策や鳥獣保護管理施策等と連携・調整を図るものとする。

⑵　その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域内において、⑴のイに定める被害防止対策を実施している箇所

については、必要に応じて現地踏査の実施、関係行政機関や林業事業体との意見交換等により、被害防除設備の劣化状況やニホンジカによる植栽木への被害状況の確認に努めるものとする。

4　森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

⑴　森林病害虫等の被害対策の方針

森林病害虫等の未然防止及び被害拡大防止のため、早期発見及び早期駆除に努めるものとする。特に、次に示す被害については、必要に応じて防除及び駆除対策を講じるものとする。

なお、記載がない町村及び被害状況についても、必要に応じて迅速かつ適切な対策が行えるよう努めるものとする。

町村	被害原因又は対象病害虫
大島町	マツクイムシ、ハスオビエダシャク、トビモンオオエダシャク、チャドクガ
利島村	ハスオビエダシャク、トビモンオオエダシャク、チャドクガ
新島村	マツクイムシ、ハスオビエダシャク、トビモンオオエダシャク
神津島村	マツクイムシ、ハスオビエダシャク、トビモンオオエダシャク
三宅村	マツクイムシ、カシノナガキクイムシ、ハスオビエダシャク、トビモンオオエダシャク、マツカレハ
御蔵島村	マツクイムシ、カシノナガキクイムシ、ツゲノメイガ、ハスオビエダシャク、トビモンオオエダシャク
八丈町	マツクイムシ、カシノナガキクイムシ、ハスオビエダシャク、トビモンオオエダシャク

⑵　鳥獣害対策の方針（３に掲げる事項を除く）

ニホンジカ以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外におけるニホンジカによる森林被害については、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえながら、その防止に向け、鳥獣保護管理施策、農業被害対策や関係行政機関等との連携を図りつつ、総合的かつ効果的な防除活動を推進し、被害対策に努めるものとする。

⑶　林野火災の予防の方針

森林の持つ多面的な機能の維持増進を図るため、入山者の増加等に伴う林野火災の発生防止対策を推進する。

なお、森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合においては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従い行うものとする。

⑷　その他必要な事項

保安林及び入山者の多い地域を対象に林地開発等の森林法の違反行為への監視や指導及び林野火災の防止や早期発見に努めるなど、森林保全のために森林の巡視を行う。

第５　保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

１　保健機能森林の区域の基準

該当なし

２　その他保健機能森林の整備に関する事項

特になし

第６　計画量等

１　間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位　材積：千立方ﾒｰﾄﾙ

区分		総数			主伐			間伐		
		総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数		4	1	3	2	1	1	2	－	2
	うち前半５年分	2	－	2	1	－	1	1	－	1

２　間伐面積

単位　面積：ﾍｸﾀｰﾙ

区分		間伐面積
総数		50
	うち前半５年分	25

３　人工造林及び天然更新別の造林面積

単位　面積：ﾍｸﾀｰﾙ

区分		人工造林	天然更新
総数		4	4
	うち前半５年分	2	2

4　林道の開設及び拡張に関する計画

単位　延長：ｷﾛﾒｰﾄﾙ　面積：ﾍｸﾀｰﾙ

開設／拡張	種類	区分	位置（市町村）	路線名	延長及び箇所数 延長	延長及び箇所数 箇所数	利用区域面積	うち前半5年分	対図番号	備考
拡張　（改良）	自動車道	林道	大島町	間伏	2.0		466	○	大-1	
拡張　（改良）	自動車道	林道	大島町	野増	1.0		230	○	大-2	
拡張　（改良）	自動車道	林道	大島町	元町（南北）	2.0		284	○	大-3	
拡張　（改良）	自動車道	林道	大島町	泉津	1.5		160	○	大-4	
			小計	4 路線	6.5		1,140			
拡張　（改良）	自動車道	林道	利島村	宮沢	0.3		44		利-1	
			小計	1 路線	0.3		44			
拡張　（改良）	自動車道	林道	新島村	阿土山	0.7		106	○	新-1	
拡張　（改良）	自動車道	林道	新島村	向山	1.0		124	○	新-2	
拡張　（改良）	自動車道	林道	新島村	中道	0.3		17		新-3	
拡張　（改良）	自動車道	林道	新島村	宮塚	0.5		109	○	新-4	
			小計	4 路線	2.5		356			
拡張　（改良）	自動車道	林道	神津島村	天上山	3.0		671	○	神-1	
拡張　（改良）	自動車道	林道	神津島村	神戸山	0.5		70	○	神-2	
拡張　（改良）	自動車道	林道	神津島村	宮塚山	0.5		118	○	神-3	
			小計	3 路線	4.0		859			
拡張　（改良）	自動車道	林道	三宅村	雄山環状	5.0		1,042	○	三-1	
拡張　（改良）	自動車道	林道	三宅村	坪田	1.2		41	○	三-2	
拡張　（改良）	自動車道	林道	三宅村	三の宮	1.8		120		三-3	
拡張　（改良）	自動車道	林道	三宅村	土佐	0.5		202	○	三-4	
拡張　（改良）	自動車道	林道	三宅村	阿古	2.0		317		三-5	
拡張　（改良）	自動車道	林道	三宅村	伊ヶ谷	2.0		86	○	三-6	
拡張　（改良）	自動車道	林道	三宅村	神着	0.3		264		三-7	
拡張　（改良）	自動車道	林道	三宅村	南戸	0.3		140		三-8	
拡張　（改良）	自動車道	林道	三宅村	上山	0.3		56		三-9	
拡張　（改良）	自動車道	林道	三宅村	清水	0.3		116		三-10	
			小計	10 路線	13.7		2,384			
拡張　（改良）	自動車道	林道	御蔵島村	黒崎高尾	1.3		576	○	御-1	
拡張　（改良）	自動車道	林道	御蔵島村	鳥の尾	0.3		78		御-2	
			小計	2 路線	1.6		654			
拡張　（改良）	自動車道	林道	八丈町	三原	2.0		662	○	八-1	
拡張　（改良）	自動車道	林道	八丈町	富士環状	1.0		405	○	八-2	
拡張　（改良）	自動車道	林道	八丈町	三郷田	1.0		84	○	八-3	
拡張　（改良）	自動車道	林道	八丈町	こん沢	2.0		282	○	八-4	
拡張　（改良）	自動車道	林道	八丈町	東山	1.0		154		八-5	

単位　延長：ｷﾛﾒｰﾄﾙ　面積：ﾍｸﾀｰﾙ

開設／拡張	種類	区分	位置（市町村）	路線名	延長及び箇所数 延長	延長及び箇所数 箇所数	利用区域面積	うち前半5年分	対図番号	備考
拡張　（改良）	自動車道	林道	八丈町	富士縦断	1.0		148		八-6	
拡張　（改良）	自動車道	林道	八丈町	鴨川	0.5		137		八-7	
拡張　（改良）	自動車道	林道	八丈町	大里	0.4		30		八-8	
			小計	8 路線	8.9		1,902			
			計	32 路線	37.5		7,339			
拡張　（舗装）	自動車道	林道	大島町	間伏	0.3		466		大-1	
拡張　（舗装）	自動車道	林道	大島町	野増	0.5		230		大-2	
拡張　（舗装）	自動車道	林道	大島町	元町（南北）	3.5		284	○	大-3	
拡張　（舗装）	自動車道	林道	大島町	泉津	1.0		160		大-4	
			小計	4 路線	5.3		1,140			
拡張　（舗装）	自動車道	林道	利島村	宮沢	0.5		44	○	利-1	
			小計	1 路線	0.5		44			
拡張　（舗装）	自動車道	林道	新島村	阿土山	0.5		106		新-1	
拡張　（舗装）	自動車道	林道	新島村	向山	0.5		124		新-2	
拡張　（舗装）	自動車道	林道	新島村	中道	0.3		17		新-3	
拡張　（舗装）	自動車道	林道	新島村	宮塚	0.3		109		新-4	
			小計	4 路線	1.6		356			
拡張　（舗装）	自動車道	林道	神津島村	天上山	1.0		671		神-1	
拡張　（舗装）	自動車道	林道	神津島村	神戸山	0.5		70		神-2	
拡張　（舗装）	自動車道	林道	神津島村	宮塚山	1.5		118		神-3	
			小計	3 路線	3.0		859			
拡張　（舗装）	自動車道	林道	三宅村	雄山環状	5.0		1,042	○	三-1	
拡張　（舗装）	自動車道	林道	三宅村	坪田	1.2		41	○	三-2	
拡張　（舗装）	自動車道	林道	三宅村	三の宮	1.8		120		三-3	
拡張　（舗装）	自動車道	林道	三宅村	土佐	0.5		202	○	三-4	
拡張　（舗装）	自動車道	林道	三宅村	阿古	2.0		317		三-5	
拡張　（舗装）	自動車道	林道	三宅村	伊ヶ谷	2.0		86	○	三-6	
拡張　（舗装）	自動車道	林道	三宅村	神着	0.3		264		三-7	
拡張　（舗装）	自動車道	林道	三宅村	南戸	0.3		140		三-8	
拡張　（舗装）	自動車道	林道	三宅村	上山	0.3		56		三-9	
拡張　（舗装）	自動車道	林道	三宅村	清水	0.3		116		三-10	
			小計	10 路線	13.7		2,384			
拡張　（舗装）	自動車道	林道	御蔵島村	黒崎高尾	1.3		576	○	御-1	
拡張　（舗装）	自動車道	林道	御蔵島村	鳥の尾	0.3		78		御-2	

単位　延長：ｷﾛﾒｰﾄﾙ　面積：ﾍｸﾀｰﾙ

開設／拡張	種類	区分	位置（市町村）	路線名	延長及び箇所数 延長	延長及び箇所数 箇所数	利用区域面積	うち前半5年分	対図番号	備考
			小計	2 路線	1.6		654			
拡張　（舗装）	自動車道	林道	八丈町	三原	2.0		662	○	八-1	
拡張　（舗装）	自動車道	林道	八丈町	富士環状	1.0		405	○	八-2	
拡張　（舗装）	自動車道	林道	八丈町	三郷田	1.0		84	○	八-3	
拡張　（舗装）	自動車道	林道	八丈町	こん沢	2.0		282	○	八-4	
拡張　（舗装）	自動車道	林道	八丈町	東山	1.0		154		八-5	
拡張　（舗装）	自動車道	林道	八丈町	富士縦断	1.0		148		八-6	
拡張　（舗装）	自動車道	林道	八丈町	鴨川	0.2		137		八-7	
拡張　（舗装）	自動車道	林道	八丈町	大里	0.4		30		八-8	
			小計	8 路線	8.6		1,902			
			計	32 路線	34.3		7,339			

５　保安林の整備及び治山事業に関する計画

⑴　保安林として管理すべき森林の種類別面積等

ア　保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位　面積：ﾍｸﾀｰﾙ

保安林の種類	面積	うち前半５年分	備考
総数（実面積）	2,716	2,705	
水源涵養のための保安林	－	－	
災害防備のための保安林	2,695	2,684	
保健、風致のための保安林	21	21	

注　総数欄は、２以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

イ　計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積

単位　面積：ﾍｸﾀｰﾙ

指定/解除	区分	森林の所在		面積	うち前半５年分	指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域				
指定	土砂流出防備	大島町		10	13	土砂流出防備のため	
		神津島村		4			
		三宅村		3			
		御蔵島村		2			
		八丈町		4			
		青ヶ島村		2			
		小計		25			
	土砂崩壊防備	新島村		2	1	土砂崩壊防備のため	
		小計		2			
	合計			27	14		
解除	土砂流出防備	大島町		1	1	指定理由の消滅	
		神津島村		1			
		八丈町		1			
		小計		3			
	土砂崩壊防備	利島村		1	1	指定理由の消滅	
		小計		1			
	防火	大島町		1	1	指定理由の消滅	
		小計		1			
	合計			5	3		

ウ　計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位　面積：ﾍｸﾀｰﾙ

種類	指定施業要件の変更				
	伐採の方法の変更	皆伐面積の変更	択伐率の変更	間伐率の変更	植栽の変更
水源の涵養	－	－	－	－	－
災害の防備	60	60	60	60	60
保健、風致等	－	－	－	－	－
計	60	60	60	60	60

⑵　保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし

⑶　実施すべき治山事業の数量

単位　地区

森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種	備考
市町村	区域		うち前半５年分		
大島町	元町　他	8	6	渓間工、山腹工	
新島村	若郷　他	6	5	渓間工、山腹工、保安林改良	
神津島村	神戸山　他	4	4	渓間工、山腹工	
三宅村	坪田　他	15	10	渓間工、山腹工	
御蔵島村		2	2	渓間工	
八丈町	大賀郷　他	5	5	渓間工、山腹工、海岸防災林造成工	
青ヶ島村	池之沢	1	1	山腹工	
計		41	33		

６　要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

該当なし

第７　その他必要な事項

１　保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位　面積：ヘクタール

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考
	市町村	区域（林班）			
土砂流出防備保安林	大島町	1～11, 20, 21, 29～32, 36～39, 42, 55～61, 64, 65, 70, 71, 76, 77, 79～84 各林班の一部または全部	433	別表２－１による	
	利島村	6 林班の一部	7		
	新島村	1, 9, 14, 16～18, 20, 21, 25 各林班の一部または全部	98		
	神津島村	1, 7, 12～14, 17, 27～30 各林班の一部または全部	244		
	三宅村	8, 25, 28, 36, 40～43, 56, 68～70 各林班の一部または全部	768		
	御蔵島村	1～5 各林班の一部または全部	124		
	八丈町	1, 27～29, 32～34, 38～40, 43, 46, 55～57, 59～61, 67 各林班の一部または全部	530		
	青ヶ島村	－	－		
	小笠原村	－	－		
	計		2, 204		
土砂崩壊防備保安林	大島町	20, 31 各林班の一部または全部	1	別表２－２による	
	利島村	－	－		
	新島村	10, 29, 30, 34 各林班の一部または全部	33		
	神津島村	5, 27, 29, 30, 35 各林班の一部または全部	15		
	三宅村	40, 63 各林班の一部または全部	15		
	御蔵島村	－	－		
	八丈町	5, 47 各林班の一部または全部	16		
	青ヶ島村	4, 5 各林班の一部または全部	14		
	小笠原村	－	－		
	計		95		
飛砂防備保安林	大島町	79 林班の一部	15	別表２－３による	
	利島村	－	－		
	新島村	9, 31 各林班の一部または全部	3		
	神津島村	－	－		
	三宅村	－	－		
	御蔵島村	－	－		
	八丈町	－	－		
	青ヶ島村	－	－		
	小笠原村	－	－		
	計		18		
防風保安林	大島町	3, 18, 19, 66, 71 各林班の一部または全部	34	別表２－４による	
	利島村	－	－		
	新島村	5, 9～11, 14 各林班の一部または全部	24		
	神津島村	35 各林班の一部または全部	2		
	三宅村	4, 6, 7, 37 各林班の一部または全部	21		
	御蔵島村	－	－		

単位　面積：ヘクタール

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考
	市町村	区域（林班）			
	八丈町	22, 63 各林班の一部または全部	4		
	青ヶ島村	－	－		
	小笠原村	－	－		
	計		84		
潮害防備保安林	大島町	－	－	別表２－５による	
	利島村	－	－		
	新島村	8, 31 各林班の一部または全部	8		
	神津島村	35 林班の一部	3		
	三宅村	－	－		
	御蔵島村	－	－		
	八丈町	5, 22, 24 各林班の一部または全部	5		
	青ヶ島村	－	－		
	小笠原村	－	－		
	計		16		
干害防備保安林	大島町	2, 30, 84, 85, 88～90 各林班の一部または全部	15	別表２－６による	
	利島村	－	－		
	新島村	－	－		
	神津島村	3, 6, 7 各林班の一部または全部	46		
	三宅村	40 林班の一部	7		
	御蔵島村	2 林班の一部	5		
	八丈町	43 林班の一部	2		
	青ヶ島村	－	－		
	小笠原村	－	－		
	計		75		
落石防止保安林	大島町	－	－	別表２－７による	
	利島村	－	－		
	新島村	12, 30, 31 各林班の一部または全部	31		
	神津島村	－	－		
	三宅村	－	－		
	御蔵島村	－	－		
	八丈町	－	－		
	青ヶ島村	－	－		
	小笠原村	－	－		
	計		31		
防火保安林	大島町	76, 79 各林班の一部または全部	3	別表２－８による	
	利島村	－	－		
	新島村	－	－		
	神津島村	－	－		
	三宅村	－	－		
	御蔵島村	－	－		
	八丈町	－	－		
	青ヶ島村	－	－		
	小笠原村	－	－		
	計		3		
魚つき保安林	大島町	－	－	別表２－９による	
	利島村	－	－		
	新島村	17～20, 30, 31 各林班の一部または全部	21		

単位　面積：ヘクタール

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考
	市町村	区域（林班）			
	神津島村	－	－		
	三宅村	－	－		
	御蔵島村	－	－		
	八丈町	－	－		
	青ヶ島村	－	－		
	小笠原村	－	－		
	計		21		
砂防指定地	大島町	2～7, 10～15, 17, 18, 22, 57, 58, 69～72 各林班の一部または全部	87	別表２－１０による	
	利島村	－	－		
	新島村	12, 16～18, 25, 28 各林班の一部または全部	12		
	神津島村	2, 6～9, 13, 29～31, 34, 35 各林班の一部または全部	26		
	三宅村	4, 7～10, 13, 21, 25～27, 29～34, 53, 55, 58, 59, 63, 70 各林班の一部または全部	151		
	御蔵島村	16, 18 各林班の一部または全部	5		
	八丈町	1, 17～20, 24～26, 30, 31, 44～47, 52, 53, 55, 56, 58, 59, 61, 63 各林班の一部または全部	48		
	青ヶ島村	－	－		
	小笠原村	16 林班の一部	8		
	計		337		
急傾斜地崩壊危険区域	大島町	20, 22, 30, 71 各林班の一部	5	別表２－１１による	
	利島村	－	－		
	新島村	12, 29 各林班の一部	2		
	神津島村	25, 27, 28, 35 各林班の一部	18		
	三宅村	57, 60, 62 各林班の一部	3		
	御蔵島村	－	－		
	八丈町	－	－		
	青ヶ島村	－	－		
	小笠原村	－	－		
	計		28		
国立公園特別保護地区	大島町	26, 35, 73, 93 各林班の一部または全部	121	別表２－１２による	
	利島村	1, 2, 4, 7, 8 各林班の一部または全部	30		
	新島村	1, 2, 5, 7 各林班の一部または全部	25		
	神津島村	7, 10～12 各林班の一部または全部	183		
	三宅村	40, 47, 70～72 各林班の一部または全部	149		
	御蔵島村	17 林班の一部	190		
	八丈町	4, 6, 7, 9～12, 16 各林班の一部または全部	22		
	青ヶ島村	－	－		
	小笠原村	1～3, 6, 8, 9, 11, 14, 15 各林班の一部または全部	24		
	計		744		

単位　面積：㌶

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考
	市町村	区域（林班）			
国立公園 第１種 特別地域	大島町	1, 37, 43, 46, 85, 89～92 各林班の一部または全部	126	別表２－１３による	自然公園法の許可又は届出を要する。
	利島村	3, 6 各林班の一部または全部	25		
	新島村	15, 19～21 各林班の一部または全部	132		
	神津島村	2, 3, 6～10, 12, 13 各林班の一部または全部	244		
	三宅村	17, 22, 46～47, 51～52, 57, 65～72 各林班の一部または全部	156		
	御蔵島村	1, 2, 9, 10, 13～17 各林班の一部または全部	118		
	八丈町	5, 10～16, 20, 22, 28, 31, 35～37, 41, 47, 49～52, 58, 63, 64, 68～71 各林班の一部または全部	79		
	青ヶ島村	－	－		
	小笠原村	1～3, 5～9, 12～17, 19 各林班の一部または全部	98		
	計		978		
国立公園 第２種 特別地域	大島町	1, 18, 19, 25～27, 31～37, 38, 39～41, 42 43～55, 57, 58, 60～63, 66, 70, 71, 79, 80, 82, 93 各林班の一部または全部	1, 609	別表２－１４による	自然公園法の許可又は届出を要する。
	利島村	1～8 各林班の一部または全部	213		
	新島村	1, 2, 4, 5, 7, 8, 14, 17, 18, 19～21, 22 23, 28～31, 34～36 各林班の一部または全部	668		
	神津島村	5, 6, 13～15, 16, 17, 30, 32, 33 各林班の一部または全部	111		
	三宅村	11, 12, 20, 25, 36, 38, 39, 40, 42, 47～49 51, 52, 54, 57, 64, 65～72 各林班の一部または全部	1, 441		
	御蔵島村	1, 2, 5, 14～17 各林班の一部または全部	705		
	八丈町	22-2, 68, 69, 70, 71 各林班の一部または全部	501		
	青ヶ島村	－	－		
	小笠原村	1～18 各林班の一部または全部	448		
	計		5, 696		
国立公園 第３種 特別地域	大島町	1～17, 20～25, 27～36, 50～53, 56, 59, 60～65, 67～69, 72～78, 81, 83～93 各林班の一部または全部	2, 776	全般的に風致の維持を考慮して施業を実施し特に施業の制限は受けない	自然公園法の許可又は届出を要する。
	利島村	－	－		
	新島村	1～10, 12, 13, 15～16, 19, 21, 24～29 33～36 各林班の一部または全部	902		
	神津島村	1～6, 8～13, 15, 17～31, 34 各林班の一部または全部	836		
	三宅村	1～3, 4～7, 9, 10, 13～24, 26～33, 35, 37, 41～48, 50～53, 55～63 各林班の一部または全部	2, 111		
	御蔵島村	1～8, 10～17 各林班の一部または全部	742		

単位　面積：ヘクタール

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考
	市町村	区域（林班）			
	八丈町	1～22, 25, 26, 30～67 各林班の一部または全部	3, 198		
	青ヶ島村	－	－		
	小笠原村	1, 2, 4, 12, 19 各林班の一部または全部	34		
	計		10, 599		
鳥獣特別保護地区	大島町	－	－	単木択伐 択伐率は現在立木本数の２０％以内とする。	鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による許可を要する。
	利島村	－	－		
	新島村	－	－		
	神津島村	－	－		
	三宅村	－	－		
	御蔵島村	8 林班の一部	252		
	八丈町	－	－		
	青ヶ島村	－	－		
	小笠原村	－	－		
	計		252		
史跡名勝天然記念物に係る指定地	大島町	34 林班の一部	0	原則として禁伐。	文化財保護法による許可を要する。
	利島村	－	－		
	新島村	－	－		
	神津島村	－	－		
	三宅村	－	－		
	御蔵島村	－	－		
	八丈町	－	－		
	青ヶ島村	－	－		
	小笠原村	－	－		
	計		0		

２　その他必要な事項

特になし

別表１　天然更新に関する実施基準

１　目的	この実施基準は、森林計画区内の民有林について主として天然力を活用した更新を行う際の必要事項を定めるものであり、伐採跡地の適確な更新を確保し、森林の有する公益的機能の維持を図ることを目的とする。
２　用語の定義	①　「更新」とは、伐採跡地（伐採により生じた無立木地）において、造林により更新樹種を育成し、再び立木地とすることをいう。 ②　「更新樹種」とは、植栽木、天然下種等により発生する稚樹及びぼう芽のうち将来の森林の林冠を構成する樹種をいう。 ③　「天然更新」とは、天然下種、ぼう芽など、主として天然力を活用して行う更新であり、必要に応じて天然更新補助作業が行われる。 ④　「天然更新補助作業」とは、更新樹種が生育できる空間や光、土壌環境等を確保するための作業であり、地表処理、刈出し等の作業のほか、天然更新の不十分な箇所に行う補助的な植込み等を含む造林の作業種である。 ⑤　「更新の完了」とは、伐採跡地において更新樹種が十分に発生・成長し、目標とする森林（高木性のものに限る。）が成立すると見込まれる状態とする。
３　天然更新すべき立木の本数	①　当該計画区における５年生の広葉樹の期待成立本数を、概ね１０，０００本／ha とする。 ②　天然更新をすべき期間における更新樹種の成立本数が、期待成立本数に１０分の３を乗じた本数（ただし、更新樹種の確実な成立のために周辺の植生の草丈（更新樹種の生存、生長を阻害する競合植物（ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等）の高さ）に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。）に満たない場合には、速やかな更新を図る観点から、天然更新補助作業又は植栽により更新を行うものとする。 ③　引き続き天然力を活用して更新を行う場合は、更新樹種の期待成立本数に１０分の３を乗じた本数（ただし、更新樹種の確実な成立のために周辺の植生の草丈（更新樹種の生存、生長を阻害する競合植物（ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、

<table>
<tr><td></td><td>高茎草本等）の高さ）に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。）以上の更新樹種を天然更新補助作業により成立させるものとする。
④　更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種毎に定められた標準的な本数の植栽を行うものとする。
⑤　天然更新すべき立木の本数は、森林の公益的機能の確保のために満たすべき最低本数を定めるものであり、この本数をもって更新の完了では無いことに留意すること。</td></tr>
<tr><td>４　天然更新完了の樹高</td><td>更新完了の判断に用いる樹高は、周辺の草丈（更新樹種の生存、成長を阻害するササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物）に下表で示す余裕高を加えた高さにより完了を判断するものとする。
<table>
<tr><th>草丈</th><th>余裕高</th><th>稚樹高</th></tr>
<tr><td>１０㎝</td><td>４０㎝</td><td>５０㎝</td></tr>
<tr><td>５０㎝</td><td>１００㎝</td><td>１５０㎝</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

別表２　法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

１　土砂流出防備保安林

伐採方法	その他	備考
１　主伐 ⑴　原則として、択伐による。ただし、保安施設事業の施行地で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出する恐れがあると認められる森林にあっては、伐採を禁止する。また、地盤が比較的安定している森林にあっては、伐採種の指定をしない。 ⑵　伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ２　間伐 伐採することができる箇所は、樹冠疎密度が１０分の８以上の箇所とする。 ３　伐採限度 ⑴　皆伐 ア　伐採年度ごとに皆伐することができる面積の限度は、同一の単位とされている土砂の流出の防備のために指定された保安林のうちその立木の伐採につき択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外の森林の面積を当該保安林の指定に係る樹種又は更新期待樹種の標準伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積（以下「総年伐面積」という。）に前伐採年度における伐採につき森林法第３４条第１項の許可した面積が当該伐採年度の総年伐面積に達していない場合にはその達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする。 イ　伐採年度ごとに伐採をすることができる１箇所当たりの面積の限度は、１０ヘクタールとする。	１　植栽 ⑴　人工林の伐採箇所、人工更新可能な箇所及び指定施業要件で植栽が指定されている箇所は、植栽によることとする。 ⑵　満一年以上の苗を、おおむね１ﾍｸﾀｰﾙ当たり次に定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。 ア　保安林内の森林において植栽する樹種ごとに、次の算式により算出された本数とする。ただし、その算出された本数が 3,000 本を超えるときは、3,000 本とする。 ３，０００×〔５／Ｖ〕$^{3/4}$ Ｖは、当該森林において、植栽する樹種ごとに、同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される１ﾍｸﾀｰﾙ当たりの当該単層林の立木の材積を標準伐期齢で除して得た数値。 イ　択伐による伐採をすることができる森林については、アにかかわらず、アにより算出された植栽本数に、当該年度の初日における当該森林の立木の材積から当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で得られる率を乗じて算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。 ⑶　伐採が終了した日を含む伐採年度の翌年度の初日から起算して２年以内に植栽するものとする。 ⑷　植栽樹種は、スギ、ヒノキ、クロマツその他現地に適合する針葉樹又は広葉樹とし、立地条件や保安機能を配慮して選定すること。	伐採年度ごとに皆伐することができる面積の限度の合計は、毎年２月１日、６月１日、９月１日、１２月１日に公表する。

⑵　択伐 　伐採年度ごとに択伐により伐採することができる立木の材積は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率を乗じた材積とする。 ⑶　間伐 　伐採年度ごとに伐採することができる立木の材積の限度は、原則として当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の１０分の３．５を超えず、かつ、その伐採によりその森林の樹冠疎密度が１０分の８を下回ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね５年後においてその森林の当該樹冠疎密度が１０分の８までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。	２　その他 　立木を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉、若しくは落枝を採取し、又は、土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質の変更する行為は、森林法の規定による知事の許可を要する。	

２　土砂崩壊防備保安林

伐採方法	その他	備考
１　主伐 ⑴　原則として、択伐による。ただし、保安施設事業の施行地で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が崩壊する恐れがあると認められる森林にあっては、伐採を禁止する。 ⑵　別表２－１に同じ ２　間伐 別表２－１に同じ ３　伐採の限度 ⑴　択伐 別表２－１に同じ ⑵　間伐 別表２－１に同じ	立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉、若しくは落枝を採取し、又は、土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為は、森林法の規定による知事の許可を要する。	

3　飛砂防備保安林

伐採方法	その他	備考
1　主伐 ⑴　原則として、択伐による。ただし、保安施設事業の施行地で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出する恐れがあると認められる森林にあっては、伐採を禁止する。また、地盤が比較的安定している森林にあっては、伐採種の指定をしない。 ⑵　伐採することができる立木は、標準伐期齢以上のものとする。 2　間伐 別表２－１に同じ 3　伐採の限度 ⑴　皆伐 ア　別表２－１に同じ（この場合「土砂の流出の防備」を「飛砂の防備」に読み替える。） イ　伐採年度ごとに伐採をすることができる１箇所当たりの面積の限度は、１０ヘクタールとする。 ⑵　択伐 別表２－１に同じ ⑶　間伐 別表２－１に同じ	別表２－２に同じ	

4　防風保安林

伐採方法	その他	備考
1　主伐 ⑴　原則として、伐採種の指定をしない。ただし、林帯の幅が狭小な森林（その幅がおおむね２０メートル未満のものをいうものとする。）その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になる恐れがあると認められる森林にあっては、択伐による。また、その程度が特に著しいと認められるもの	別表２－１に同じ	別表２－１に同じ

（林帯については、その幅が１０メートル未満のものをいうものとする。）にあっては、伐採を禁止する。 ⑵　伐採することができる立木は、標準伐期齢以上のものとする。 2　間伐 別表２－１に同じ 3　伐採の限度 ⑴　皆伐 当該保安林のうちの立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅２０メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。 ⑵　択伐 別表２－１に同じ ⑶　間伐 別表２－１に同じ		

5　潮害防備保安林

伐採方法	その他	備考
1　主伐 ⑴　原則として、択伐による。ただし、林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になる恐れがあると認められる森林にあっては、伐採を禁止する。 ⑵　伐採することができる立木は、標準伐期齢以上のものとする。 2　間伐 別表２－１に同じ 3　伐採の限度 ⑴　択伐 別表２－１に同じ ⑵　間伐 別表２－１に同じ	別表２－２に同じ	

6　干害防備保安林

伐採方法	その他	備考
1　主伐 ⑴　原則として、伐採種の指定をしない。ただし、林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地等の森林で土砂が流出する恐れがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になる恐れがあると認められる森林にあっては、択伐による。また、その程度が特に著しいと認められるものにあっては、伐採を禁止する。 ⑵　伐採することができる立木は、標準伐期齢以上のものとする。 2　間伐 別表２－１に同じ 3　伐採の限度 ⑴　皆伐 ア　別表２－１に同じ（この場合「土砂の流出の防備」を「干害の防備」に読み替える。） イ　伐採年度ごとに伐採をすることができる１箇所当たりの面積の限度は、１０ヘクタールとする。 ⑵　択伐 別表２－１に同じ ⑶　間伐 別表２－１に同じ	別表２－１に同じ	別表２－１に同じ

7　落石防止保安林

伐採方法	その他	備考
1　主伐 ⑴　原則として禁伐とする。ただし、緩傾斜地の森林その他落石による被害を生ずる恐れが比較的少ないと認められる森林にあっては、択伐による。 ⑵　伐採することができる立木は、標	別表２－２に同じ	

準伐期齢以上のものとする。 2　間伐 別表２－１に同じ 3　伐採の限度 ⑴　択伐 別表２－１に同じ ⑵　間伐 別表２－１に同じ		

8　防火保安林

伐採方法	その他	備考
1　主伐 ⑴　原則として禁伐とする。		

9　魚つき保安林

伐採方法	その他	備考
1　主伐 ⑴　原則として、択伐による。ただし、伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になる恐れがあると認められる森林にあっては、伐採を禁止する。また、魚つきの目的に係る海岸、湖沼等に面しない森林にあっては、伐採種の指定をしない。 ⑵　伐採することができる立木は、標準伐期齢以上のものとする。 2　間伐 別表２－１に同じ 3　伐採の限度 ⑴　皆伐 ア　別表２－１に同じ（この場合「土砂の流出の防備」を「魚つき」に読み替える。） イ　伐採年度ごとに伐採をすることができる１箇所当たりの面積の限度は、１０ヘクタールとする。 ⑵　択伐 別表２－１に同じ ⑶　間伐	別表２－１に同じ	別表２－１に同じ

別表２－１に同じ		

１０　砂防指定地

伐採方法	その他	備考
１　主伐 ⑴　竹木の伐採にあたっては、地形、地質、河川の洪水量等を勘案の上森林の治水機能を極力保持するよう考慮すること。 ⑵　河川付属物、河川工作物又は砂防施設の保全上悪影響ありと認められる地域の竹木の伐採は極力制限すること。 ⑶　沿川の崩壊地又は崩壊の恐れのある傾斜地における竹木の伐採に際しては、その方法を十分検討すること。 ⑷　皆伐は、原則として禁止する（広範囲の場合）。 ⑸　伐木の搬出方法として「土の上をひきづる行為」は、禁止する。 ⑹　国庫補助による山腹植栽地の伐採は、極力行わないこと。	特に定めはない	東京都砂防指定地等管理条例第４条に基づく許可を要する。

１１　急傾斜地崩壊危険区域

伐採方法	その他	備考
１　主伐 立木竹の伐採を行う場合は、許可を要する。 ２　間伐 主伐に同じ	１　伐採 除伐又は、倒木竹若しくは枯損木竹の伐採を行う場合は、特に許可は要しない。 ２　その他 木竹の滑下又は地引による搬出、土石の採取又は集積、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為は許可を要する。	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第７条による許可を要する。

１２　国立公園特別保護地区

伐採方法	その他	備考
１　主伐 禁伐とする。ただし、学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域	１　植栽・播種 禁止する。ただし、学術研究その他公益上必要と認められるものであっ	自然公園法（昭和３２年法律第１６１号）第２１条による許可を要す

住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のために行われるものはこの限りではない。	て、当該特別保護地区以外の地域においてはその目的を達成することができないと認められるもの又は災害復旧の応急処置のために行われるもの又は現に農業のために使われている土地で客土その他農地改良を行う場合はこの限りでない。 植栽又は播種予定地域に現存する植物と同一種類の植物を植栽又は播種することとする。 2　その他 落葉、落枝、下草、土石の　採取を禁止する。	る。

１３　国立公園第１種特別地域

伐採方法	その他	備考
1　主伐 ⑴　原則として禁伐とする。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、単木択伐を行うことができる。 ⑵　単木択伐法にあっては ア　伐期齢は標準伐期齢に１０年を加えた年齢以上とする。 イ　択伐率は、現在蓄積の１０パーセント以内とする。	1　植栽 原則として現在樹種による天然更新又は人工植栽とする。 2　その他 落葉、落枝、下草、土石の採取を禁止する。	自然公園法（昭和３２年法律第１６１号）第２０条による許可を要する。

１４　国立公園第２種特別地域

伐採方法	その他	備考
1　主伐 ⑴　択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、皆伐を行うことができる。 ⑵　国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は原則として単木択伐法によるものとする。 ⑶　伐期齢は、標準伐期齢に見合う林齢以上とする。 ⑷　択伐率は、用材林では、現在蓄積の３０パーセント以下とし、薪炭林	1　植栽 原則として現在樹種による天然更新又は人工植栽とする。 2　その他 落葉、落枝、下草、土石の採取を禁止する。	自然公園法（昭和３２年法律第１６１号）第２０条による許可を要する。

では６０パーセント以下とする。 ⑸　特に指定した風致樹については保育及び保護につとめること。 ⑹　皆伐法にあっては ア　１伐区の面積は２ヘクタール以内とする。ただし、樹冠疎密度 10 分の３より多く保存木を残す場合又は車道、歩道、集団施設、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 イ　伐区は更新後５年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散されなければならない。 ウ　利用施設等の周辺において行われるものでないこと。		

（附）参 考 資 料

（附）参考資料

1　森林計画区の概要

⑴　市町村別土地面積及び森林面積

単位　面積：ヘクタール，比率：パーセント

区分		区域面積 ①	森林面積 総数 ②	森林面積 国有林	森林面積 民有林	森林比率 ②／①×
総数		40,416	25,689	6,518	19,172	64%
市町村別内訳	大島町	9,076	4,740	－	4,740	52%
	利島村	412	276	－	276	67%
	新島村	2,754	1,785	－	1,785	65%
	神津島村	1,858	1,428	13	1,416	77%
	三宅村	5,527	4,184	152	4,032	76%
	御蔵島村	2,054	1,827	－	1,827	89%
	八丈町	7,223	3,962	25	3,936	55%
	青ヶ島村	596	509	148	361	85%
	小笠原村	10,435	6,978	6,180	799	67%

（注）１　区域面積は「全国都道府県市区町村別面積調」（国土地理院）による平成２７年１０月１日現在の数値であり、総数には、いずれの町村にも属さない島等の面積が含まれている。
２　その他の総数は、端数処理の関係で一致しない場合がある。

⑵　地況

ア　気候

観測地＼項目	気温（℃） 最高	気温（℃） 最低	気温（℃） 年平均	年降水量（mm）	最深積雪（cm）	主風の方向	備考
大島	33.1	-1.6	16.4	2,875	1	南南西	
三宅島	31.7	1.0	17.8	2,988	－	南南西	
八丈島	32.3	2.1	17.9	3,290	3	西南西	
父島(小笠原)	32.7	11.4	23.3	1,253	－	南東	

（注）１　平成１８年～２７年における「気象統計情報」（気象庁）による。
２　年平均気温及び年間降水量は、平成１８年～２７年の平均値である。
３　主風の方向は、各観測地において平成１８年～２７年に最大風速が最も多く吹いた風向とした。

イ　地勢

本計画区は、東京から南方へ約１２０キロメートル～６５０キロメートルの太平洋上に点在する伊豆諸島と、約１，０００キロメートル～２，０００キロメートルに散在する小笠原諸島から構成される区域を包括し、我が国の領海の１１．５パーセント、漁業水域では４５パーセントを占める広大な海域を擁している。

(ｱ) 伊豆諸島

伊豆諸島は、大小１１６の島々からなり、伊豆七島と言われる代表的な島々（大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島）は洋上に噴出した火山島である。特に、大島の三原山（１９８６年１１月噴火)、三宅島の雄山（２０００年７月噴火）は火山活動が著しい。これらの島のうち、新島、式根島、神津島は流紋岩質の白ママ層と呼ばれる火山噴出物で形成されている。このほかの島々は、主として安山岩や玄武岩質からなり、荒々しい黒色海岸の様相を呈している。

(ｲ) 小笠原諸島

小笠原諸島は、聟島列島、父島列島、母島列島からなる小笠原群島と火山列島（硫黄列島)、西之島、南鳥島（日本最東端・東経１５３°５８′)、沖の鳥島（日本最南端･北緯２０°２５′)の三つの孤立島など３０余の島々からなっている。聟島、父島、母島列島は、海底火山の隆起によってできたといわれ、平地が乏しく、海岸部は切り立った断崖が多い。近年でも、硫黄島と同一火山脈と言われる海底火山の爆発が発生している。

気候は、気温の変化が少ない亜熱帯海洋性で、年平均気温は２３℃、雨量は年間１２５０㍉を超える程度で東京よりも少ない。

ウ　地質、土壌等

(ｱ) 伊豆諸島

【大島】

東京の南方約１０５㌔に位置し、東西９㌔、南北１５㌔の長円形の島で、島のほぼ中央に典型的な複式火山の三原山（７６４㍍）があり、その東側は断崖部、西側は比較的緩勾配の平地が開けている。また、地質はほとんどが玄武岩質で、度重なる噴火による溶岩流や噴出物が随所に露出しており、中央火口原を除き森林となっている。

【利島】

大島の南方２６㌔にある周囲５㌔の円錐形の小島で、海岸線は断崖が続き、宮塚山（５０７㍍）の中腹に緩傾斜地が広がるコニーデ状断崖地形である。地質は玄武岩質が主体で、表土は伊豆諸島の中でも最も肥沃であり、島の大部分が椿で覆われている。

【新島】

新島は、大島の南方約４４㌔にある東西３．２㌔南北１１．５㌔の細長い瓢箪

型の島で、北側の宮塚山（４３２㍍）、南側の向山の二つの火山群が接合した二頭形火山地形である。地質は流紋岩質が主体で、特に、東側の羽伏浦は白ママと呼ばれる海岸線が続き、青い海と美しいコントラストを成している。島の南部には、石英粗面岩を産出する。

式根島は、新島の南方約６㌔にある台地状の島である。地質は流紋岩を主体に形成され、出入りに富んだ海岸と白砂青松が優れた景観を形作っている。

【神津島】

大島の南方約６４㌔の海上にあり、伊豆諸島のほぼ中間に位置する瓢箪型の島で、その面積は約１８．７平方㌔である。島の中央部に天上山（５７１㍍）が聳え、それから南へ高処山、秩父山がラクダの背状に連なり平地に乏しく、特に東側は断崖絶壁となっている。天上山に源を発する神津沢は、伊豆諸島で最も規模が大きく西側に注ぎ、この周辺に集落が集中している。

【三宅島】

東京から約１７５㌔の海上に位置するほぼ円形の複式火山形の島である。中央部に雄山（８１４㍍）があり、山頂を中心に放射状に多数の側火山が点在している。地質は、玄武岩質と塩基性溶岩流との互層からなっている。海岸は、ほとんど断崖で湾入部に乏しい。

【御蔵島】

三宅島の南方約１８㌔の海上に浮かぶ周囲１６．７㌔の鐘状火山島である。御山（８５１㍍）を中心に傾斜の強い複雑な地形を呈し、海岸部は、海食により直立した断崖で、その高さが４８０㍍に及ぶところもあり、湾入部はみられない。地質は、安山岩と溶岩流の互層からなっている。

【八丈島】

東京の南方約２８４㌔に位置するまゆ形の島である。南東部を占める三原山と北西部を占める八丈富士（８５４㍍）の両山系からなる二頭形火山島で、面積は６９．５平方㌔である。

三原山火山を構成する火山岩は、カンラン石玄武岩から石英安山岩まで非常に変化に富んでいる。中間地帯はなだらかな傾斜面又は平坦地となっているが、海岸部は溶岩が溢出してできており、十分に風波を防ぐ湾入部はない。

【青ヶ島】

八丈島の南方約７０㌔の海上にある面積５．２平方㌔の卵形の複式火山島で、

玄武岩及び安山岩質の成層火山よりなる。旧火山は、直径２㌔のカルデラを形成し、高さ３００～４００㍍の外輪山を擁している。海岸部は断崖絶壁で、湾入部はない。

(ｲ) 小笠原諸島

【父島】

東京の南方１０００㌔の海上に位置する南北８㌔、東西５㌔、面積２４平方㌔で、小笠原諸島中最も大きい。地形は複雑で起伏に富んでいる。奇岩の多くは、水成の集塊岩、凝灰岩、凝灰角礫岩からなっている。

また、島の南東部には、珊瑚礁の隆起による石灰岩も認められる。

【母島】

父島の南東約５０㌔の海上に位置する南北に細長い島である。その中央部には分水嶺が縦貫し、中央に乳房山（４６３㍍）が聳(そび)えている。西南部には、比較的緩やかな斜面が広がっているが、海岸部は総じて絶壁である。

基岩は、輝石安山岩よりなり、多くは水成の凝灰岩で形成されている。石門山、月ヶ岡神社付近は、珊瑚礁の隆起による石灰岩が認められる。

⑶ 土地利用の現況

単位　面積：㌶

区分		総　数	森　林	農　地	その他	
					総　数	うち宅地
総数		40.42	25.69	1.81	12.44	1.24
市町村別内訳	大島町	9.08	4.74	0.39	3.94	0.47
	利島村	0.41	0.28	0.01	0.13	0.01
	新島村	2.75	1.78	0.08	0.89	0.12
	神津島村	1.86	1.43	0.19	0.24	0.05
	三宅村	5.53	4.18	0.14	1.20	0.15
	御蔵島村	2.05	1.83	0.03	0.20	0.01
	八丈町	7.22	3.96	0.84	2.42	0.35
	青ヶ島村	0.60	0.51	0.06	0.03	0.01
	小笠原村	10.44	6.98	0.07	3.39	0.07

（注）１　総数は、平成２７年１０月１日現在の面積であり、「全国都道府県市区町村別面積調」（国土地理院）による。
２　農地面積及びその他のうちの宅地面積は、平成２４年現在の面積であり、「東京都統計年鑑」（東京都総務局統計部）による。

⑷　産業別生産額

単位　金額：百万円

区　分		第１次産業				第２次産業	第３次産業
		総　数	農　業	林　業	水産業		
総数		6,296	2,867	71	3,358	統計数値なし	統計数値なし
市町村別内訳	大島町	640	364	46	230		
	利島村	125	41	19	65		
	新島村	334	108	－	226		
	神津島村	1,167	110	－	1,057		
	三宅村	473	257	統計数値なし	216		
	御蔵島村	37	23	5	9		
	八丈町	2,738	1,796	1	941		
	青ヶ島村	41	33	－	8		
	小笠原村	741	135	統計数値なし	606		

（注）１　各支庁管内概要（大島支庁は平成２８年版、三宅支庁、八丈支庁及び小笠原支庁は平成２７年版）による。
２　農業について、小笠原村は平成２６年次、それ以外は平成２５年次の数値である。
３　林業について、御蔵島村は平成２６年度、八丈町及び青ヶ島村は平成２６年次、それ以外は平成２７年次の数値である。
４　水産業について、大島町、利島村、新島村及び神津島村は平成２７年次、それ以外は平成２６年次の数値である。

⑸　産業別就業者数

単位　人数：人

区　分		総数	第１次産業				第２次産業	第３次産業
			総数	農業	林業	水産業		
総　数		14,952	1,579	1,033	22	524	2,671	10,702
市町村別内訳	大島町	4,144	295	188	4	103	664	3,185
	利島村	246	43	36	-	7	64	139
	新島村	1,458	100	22	-	78	282	1,076
	神津島村	1,080	165	44	-	121	159	756
	三宅村	1,499	105	63	11	31	317	1,077
	御蔵島村	234	6	1	-	5	69	159
	八丈町	4,231	720	602	3	115	767	2,744
	青ヶ島村	139	7	7	-	-	48	84
	小笠原村	1,921	138	70	4	64	301	1,482

（注）１　「国勢調査　東京都区市町村町丁別報告　平成２２年」（東京都総務局統計部）による。
２　分類不能の産業は第３次産業に含めた。

2　森林の現況

(1) 齢級別森林資源表（地域森林計画対象森林）

単位　面積：ヘクタール　材積・成長量：立方メートル（竹は束）

区分				総数			1齢級			2齢級			3齢級		
				面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数				19,171.71	2,215,931	16,826	504.56	-	-	415.46	1,811	522	318.89	50	6
立木地	総数		総数	18,027.50	2,215,931	16,826	-	-	-	99.19	1,811	522	1.83	50	6
			針	2,112.49	544,870	7,023	-	-	-	22.64	1,584	295	0.06	2	-
			広	15,915.01	1,671,061	9,803	-	-	-	76.55	227	227	1.77	48	6
	人工林	総数	総数	3,451.17	587,595	7,311	-	-	-	22.64	1,584	295	1.77	48	6
			針	1,837.07	462,148	6,772	-	-	-	22.64	1,584	295	-	-	-
			広	1,614.10	125,447	539	-	-	-	-	-	-	1.77	48	6
		育成単層林	総数	3,451.17	587,595	7,311	-	-	-	22.64	1,584	295	1.77	48	6
			針	1,837.07	462,148	6,772	-	-	-	22.64	1,584	295	-	-	-
			広	1,614.10	125,447	539	-	-	-	-	-	-	1.77	48	6
		育成複層林	総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			広	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	天然林	総数	総数	14,576.33	1,628,336	9,515	-	-	-	76.55	227	227	0.06	2	-
			針	275.42	82,722	251	-	-	-	-	-	-	0.06	2	-
			広	14,300.91	1,545,614	9,264	-	-	-	76.55	227	227	-	-	-
		育成単層林	総数	0.18	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			針	0.18	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			広	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		育成複層林	総数	19.85	2,709	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			針	3.81	1,137	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			広	16.04	1,572	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		天然成林	総数	14,556.30	1,625,603	9,502	-	-	-	76.55	227	227	0.06	2	-
			針	271.61	81,585	240	-	-	-	-	-	-	0.06	2	-
			広	14,284.69	1,544,018	9,262	-	-	-	76.55	227	227	-	-	-
竹林				85.37	-	-	85.37	-	-	-	-	-	-	-	-
無立木地				1,058.84	-	-	419.19	-	-	316.27	-	-	317.06	-	-

2　森林の現況

(1) 齢級別森林資源表（地域森林計画対象森林）

単位　面積：ヘクタール　材積・成長量：立方メートル（竹は束）

区分				4齢級			5齢級			6齢級			7齢級		
				面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数				43.36	640	445	39.07	420	408	54.64	3,305	354	49.64	5,708	311
立木地	総数		総数	43.36	640	445	39.00	420	408	54.64	3,305	354	49.64	5,708	311
			針	37.36	491	430	39.00	420	408	36.84	2,357	321	41.15	5,323	296
			広	6.00	149	15	－	－	－	17.80	948	33	8.49	385	15
	人工林	総数	総数	41.55	587	441	39.00	420	408	36.51	2,359	317	41.67	5,365	297
			針	37.36	491	430	39.00	420	408	36.49	2,357	317	41.15	5,323	296
			広	4.19	96	11	－	－	－	0.02	2	－	0.52	42	1
		育成単層林	総数	41.55	587	441	39.00	420	408	36.51	2,359	317	41.67	5,365	297
			針	37.36	491	430	39.00	420	408	36.49	2,357	317	41.15	5,323	296
			広	4.19	96	11	－	－	－	0.02	2	－	0.52	42	1
		育成複層林	総数	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			広	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	天然林	総数	総数	1.81	53	4	－	－	－	18.13	946	37	7.97	343	14
			針	－	－	－	－	－	－	0.35	－	4	－	－	－
			広	1.81	53	4	－	－	－	17.78	946	33	7.97	343	14
		育成単層林	総数	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			広	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		育成複層林	総数	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			針	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			広	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		天然成林	総数	1.81	53	4	－	－	－	18.13	946	37	7.97	343	14
			針	－	－	－	－	－	－	0.35	－	4	－	－	－
			広	1.81	53	4	－	－	－	17.78	946	33	7.97	343	14
竹林				－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
無立木地				－	－	－	0.07	－	－	－	－	－	－	－	－

2　森林の現況

(1) 齢級別森林資源表（地域森林計画対象森林）

単位　面積：ヘクタール　材積・成長量：立方メートル（竹は束）

区分				8 齢 級			9 齢 級			10 齢 級			11 齢 級		
				面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量
総 数				84.53	7,589	313	608.46	49,703	1,398	528.19	83,144	1,389	2,856.06	353,859	3,576
立木地	総 数		総数	84.47	7,589	313	603.82	49,703	1,398	526.84	83,144	1,389	2,855.88	353,859	3,576
			針	37.97	4,591	241	93.57	18,643	495	242.00	65,581	1,189	403.65	114,697	1,753
			広	46.50	2,998	72	510.25	31,060	903	284.84	17,563	200	2,452.23	239,162	1,823
	人工林	総数	総数	44.39	4,928	245	150.70	20,962	573	388.73	72,248	1,238	926.47	159,084	1,993
			針	37.23	4,528	238	92.14	18,407	491	234.03	63,519	1,157	396.48	112,991	1,726
			広	7.16	400	7	58.56	2,555	82	154.70	8,729	81	529.99	46,093	267
		育成単層林	総数	44.39	4,928	245	150.70	20,962	573	388.73	72,248	1,238	926.47	159,084	1,993
			針	37.23	4,528	238	92.14	18,407	491	234.03	63,519	1,157	396.48	112,991	1,726
			広	7.16	400	7	58.56	2,555	82	154.70	8,729	81	529.99	46,093	267
		育成複層林	総数	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
			針	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
			広	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	天然林	総数	総数	40.08	2,661	68	453.12	28,741	825	138.11	10,896	151	1,929.41	194,775	1,583
			針	0.74	63	3	1.43	236	4	7.97	2,062	32	7.17	1,706	27
			広	39.34	2,598	65	451.69	28,505	821	130.14	8,834	119	1,922.24	193,069	1,556
		育成単層林	総数	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
			針	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
			広	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
		育成複層林	総数	−	−	−	0.06	6	−	−	−	−	1.19	92	−
			針	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
			広	−	−	−	0.06	6	−	−	−	−	1.19	92	−
		天然成林	総数	40.08	2,661	68	453.06	28,735	825	138.11	10,896	151	1,928.22	194,683	1,583
			針	0.74	63	3	1.43	236	4	7.97	2,062	32	7.17	1,706	27
			広	39.34	2,598	65	451.63	28,499	821	130.14	8,834	119	1,921.05	192,977	1,556
竹 林				−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
無立木地				0.06	−	−	4.64	−	−	1.35	−	−	0.18	−	−

2　森林の現況

(1) 齢級別森林資源表（地域森林計画対象森林）

単位　面積：ヘクタール　材積・成長量：立方メートル（竹は束）

区分				12 齢級			13 齢級			14 齢級			15 齢級		
				面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数				2,984.94	318,054	2,916	2,492.33	316,072	1,936	2,702.41	306,981	2,504	2,077.07	281,349	464
立木地	総数		総数	2,984.92	318,054	2,916	2,492.33	316,072	1,936	2,702.41	306,981	2,504	2,077.07	281,349	464
			針	370.44	67,853	984	228.49	76,113	183	115.34	37,894	151	123.16	42,966	204
			広	2,614.48	250,201	1,932	2,263.84	239,959	1,753	2,587.07	269,087	2,353	1,953.91	238,383	260
	人工林	総数	総数	621.95	80,995	1,021	352.97	83,461	182	265.23	46,968	137	222.30	44,676	139
			針	366.53	67,327	976	219.35	73,685	174	92.09	31,641	108	93.05	33,602	137
			広	255.42	13,668	45	133.62	9,776	8	173.14	15,327	29	129.25	11,074	2
		育成単層林	総数	621.95	80,995	1,021	352.97	83,461	182	265.23	46,968	137	222.30	44,676	139
			針	366.53	67,327	976	219.35	73,685	174	92.09	31,641	108	93.05	33,602	137
			広	255.42	13,668	45	133.62	9,776	8	173.14	15,327	29	129.25	11,074	2
		育成複層林	総数	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
			針	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
			広	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	天然林	総数	総数	2,362.97	237,059	1,895	2,139.36	232,611	1,754	2,437.18	260,013	2,367	1,854.77	236,673	325
			針	3.91	526	8	9.14	2,428	9	23.25	6,253	43	30.11	9,364	67
			広	2,359.06	236,533	1,887	2,130.22	230,183	1,745	2,413.93	253,760	2,324	1,824.66	227,309	258
		育成単層林	総数	−	−	−	−	−	−	0.18	24	−	−	−	−
			針	−	−	−	−	−	−	0.18	24	−	−	−	−
			広	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
		育成複層林	総数	4.62	347	−	5.45	918	7	4.46	833	6	0.69	80	−
			針	−	−	−	2.06	599	6	1.75	538	5	−	−	−
			広	4.62	347	−	3.39	319	1	2.71	295	1	0.69	80	−
		天然成林	総数	2,358.35	236,712	1,895	2,133.91	231,693	1,747	2,432.54	259,156	2,361	1,854.08	236,593	325
			針	3.91	526	8	7.08	1,829	3	21.50	5,715	38	30.11	9,364	67
			広	2,354.44	236,186	1,887	2,126.83	229,864	1,744	2,411.04	253,441	2,323	1,823.97	227,229	258
竹林				−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
無立木地				0.02	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−

2　森林の現況

(1) 齢級別森林資源表（地域森林計画対象森林）

単位　面積：ヘクタール　材積・成長量：立方メートル（竹は束）

区分				16 齢級			17 齢級			18 齢級			19 齢級		
				面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数				939.78	127,779	20	534.68	78,208	-	485.95	78,163	1	288.17	35,342	263
立木地	総数		総数	939.78	127,779	20	534.68	78,208	-	485.95	78,163	1	288.17	35,342	263
			針	88.23	32,215	20	74.44	23,468	-	64.73	21,816	-	37.82	9,142	53
			広	851.55	95,564	-	460.24	54,740	-	421.22	56,347	1	250.35	26,200	210
	人工林	総数	総数	130.08	26,092	19	100.19	19,624	-	33.20	9,746	-	4.17	1,011	-
			針	45.08	17,860	19	39.06	12,534	-	27.42	9,151	-	2.26	834	-
			広	85.00	8,232	-	61.13	7,090	-	5.78	595	-	1.91	177	-
		育成単層林	総数	130.08	26,092	19	100.19	19,624	-	33.20	9,746	-	4.17	1,011	-
			針	45.08	17,860	19	39.06	12,534	-	27.42	9,151	-	2.26	834	-
			広	85.00	8,232	-	61.13	7,090	-	5.78	595	-	1.91	177	-
		育成複層林	総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			広	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	天然林	総数	総数	809.70	101,687	1	434.49	58,584	-	452.75	68,417	1	284.00	34,331	263
			針	43.15	14,355	1	35.38	10,934	-	37.31	12,665	-	35.56	8,308	53
			広	766.55	87,332	-	399.11	47,650	-	415.44	55,752	1	248.44	26,023	210
		育成単層林	総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			広	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		育成複層林	総数	0.62	47	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			広	0.62	47	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		天然成林	総数	809.08	101,640	1	434.49	58,584	-	452.75	68,417	1	284.00	34,331	263
			針	43.15	14,355	1	35.38	10,934	-	37.31	12,665	-	35.56	8,308	53
			広	765.93	87,285	-	399.11	47,650	-	415.44	55,752	1	248.44	26,023	210
竹林				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無立木地				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

2　森林の現況

(1) 齢級別森林資源表（地域森林計画対象森林）

単位　面積：ヘクタール　材積・成長量：立方メートル（竹は束）

区分				20齢級			21齢級以上		
				面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数				180.15	29,231	−	983.37	138,523	−
立木地	総数		総数	180.15	29,231	−	983.37	138,523	−
			針	34.55	11,971	−	21.05	7,743	−
			広	145.60	17,260	−	962.32	130,780	−
	人工林	総数	総数	12.47	3,375	−	15.18	4,062	−
			針	7.31	2,765	−	8.40	3,129	−
			広	5.16	610	−	6.78	933	−
		育成単層林	総数	12.47	3,375	−	15.18	4,062	−
			針	7.31	2,765	−	8.40	3,129	−
			広	5.16	610	−	6.78	933	−
		育成複層林	総数	−	−	−	−	−	−
			針	−	−	−	−	−	−
			広	−	−	−	−	−	−
	天然林	総数	総数	167.68	25,856	−	968.19	134,461	−
			針	27.24	9,206	−	12.65	4,614	−
			広	140.44	16,650	−	955.54	129,847	−
		育成単層林	総数	−	−	−	−	−	−
			針	−	−	−	−	−	−
			広	−	−	−	−	−	−
		育成複層林	総数	2.20	308	−	0.56	78	−
			針	−	−	−	−	−	−
			広	2.20	308	−	0.56	78	−
		天然成林	総数	165.48	25,548	−	967.63	134,383	−
			針	27.24	9,206	−	12.65	4,614	−
			広	138.24	16,342	−	954.98	129,769	−
竹林				−	−	−	−	−	−
無立木地				−	−	−	−	−	−

⑵　制限林普通林別森林資源表

森林計画区：伊豆諸島

単位　面積：ヘクタール，蓄積・成長量：千立方メートル

区分				総数			制限林			普通林		
				面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量
総数				19,172	2,216	17	17,948	2,076	16	1,224	140	1
立木地	総数		針葉	2,112	545	7	1,989	506	7	123	39	0
			広葉	15,915	1,671	10	14,906	1,570	9	1,009	101	1
			計	18,028	2,216	17	16,896	2,076	16	1,132	140	1
	人工林	総数	針葉	1,837	462	7	1,745	432	7	92	30	0
			広葉	1,614	125	1	1,477	117	0	137	8	0
			計	3,451	588	7	3,223	549	7	229	38	0
		育成単層林	針葉	1,837	462	7	1,745	432	7	92	30	0
			広葉	1,614	125	1	1,477	117	0	137	8	0
			計	3,451	588	7	3,223	549	7	229	38	0
		育成複層林	針葉	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			広葉	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			計	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	天然林	総数	針葉	275	83	0	244	74	0	31	9	0
			広葉	14,301	1,546	9	13,429	1,453	8	872	93	1
			計	14,576	1,628	10	13,673	1,527	9	903	102	1
		育成単層林	針葉	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			広葉	0	0	－	0	0	－	－	－	－
			計	0	0	－	0	0	－	－	－	－
		育成複層林	針葉	4	1	0	4	1	0	－	－	－
			広葉	16	2	0	16	2	0	－	－	－
			計	20	3	0	20	3	0	－	－	－
		天然生林	針葉	272	82	0	240	73	0	31	9	0
			広葉	14,285	1,544	9	13,413	1,451	8	872	93	1
			計	14,556	1,626	10	13,653	1,524	9	903	102	1
竹林				85	－	－	77	－	－	8	－	－
無立木地	総数			1,059	－	－	975	－	－	84	－	－
	伐採跡地			30	－	－	29	－	－	1	－	－
	未立木地			1,029	－	－	946	－	－	83	－	－

（注）四捨五入により総数と内訳が一致しない場合がある。

(3) 市町村別森林資源表

（上段：面積 ヘクタール　下段：蓄積 立方メートル）

流域	市町村	総数	立木地 総数 総数	立木地 総数 針葉樹	立木地 総数 広葉樹	立木地 人工林 総数	立木地 人工林 針葉樹 針葉樹計	立木地 人工林 針葉樹 単層林	立木地 人工林 針葉樹 複層林	立木地 人工林 広葉樹 単層林	立木地 天然林 総数	立木地 天然林 針葉樹 天然生林	立木地 天然林 広葉樹 広葉樹計	立木地 天然林 広葉樹 育天林	立木地 天然林 広葉樹 天然生林	竹林	無立木地 総数	無立木地 伐採跡地	無立木地 未立木地
伊豆諸島計画区計		19,171.71	18,027.50	2,112.49	15,915.01	3,451.17	1,837.07	1,837.07	−	1,614.10	14,576.33	275.42	14,300.91	16.22	14,284.69	85.37	1,058.84	30.10	1,028.74
		2,215,931	2,215,931	544,870	1,671,061	587,595	462,148	462,148	−	125,447	1,628,336	82,722	1,545,614	1,596	1,544,018	−	−	−	−
伊豆諸島	大島支庁　計	8,216.55	7,827.33	817.85	7,009.48	1,133.62	591.23	591.23	−	542.39	6,693.71	226.62	6,467.09	15.89	6,451.20	4.25	384.97	28.46	356.51
		1,189,202	1,189,202	301,487	887,715	274,830	225,623	225,623	−	49,207	914,372	75,864	838,508	1,566	836,942	−	−	−	−
	大島町	4,739.70	4,478.63	304.24	4,174.39	440.49	273.54	273.54	−	166.95	4,038.14	30.70	4,007.44	6.72	4,000.72	4.25	256.82	0.87	255.95
		647,259	647,259	120,518	526,741	124,457	109,978	109,978	−	14,479	522,802	10,540	512,262	534	511,728	−	−	−	−
	利島村	276.36	276.36	16.94	259.42	202.43	16.77	16.77	−	185.66	73.93	0.17	73.76	3.14	70.62	−	−	−	−
		31,621	31,621	7,730	23,891	22,365	7,664	7,664	−	14,701	9,256	66	9,190	246	8,944	−	−	−	−
	新島村	1,784.85	1,684.08	313.10	1,370.98	386.76	197.06	197.06	−	189.70	1,297.32	116.04	1,181.28	6.03	1,175.25	−	100.77	27.54	73.23
		283,793	283,793	110,318	173,475	91,370	71,354	71,354	−	20,016	192,423	38,964	153,459	786	152,673	−	−	−	−
	神津島村	1,415.64	1,388.26	183.57	1,204.69	103.94	103.86	103.86	−	0.08	1,284.32	79.71	1,204.61	−	1,204.61	−	27.38	0.05	27.33
		226,529	226,529	62,921	163,608	36,638	36,627	36,627	−	11	189,891	26,294	163,597	−	163,597	−	−	−	−
	三宅支庁　計	5,858.90	5,338.39	803.18	4,535.21	1,676.37	780.50	780.50	−	895.87	3,662.02	22.68	3,639.34	−	3,639.34	32.33	488.18	0.80	487.38
		341,837	341,837	38,744	303,093	99,136	36,434	36,434	−	62,702	242,701	2,310	240,391	−	240,391	−	−	−	−
	三宅村	4,031.79	3,674.81	788.79	2,886.02	1,308.99	769.04	769.04	−	539.95	2,365.82	19.75	2,346.07	−	2,346.07	0.17	356.81	−	356.81
		123,405	123,405	31,912	91,493	53,136	31,000	31,000	−	22,136	70,269	912	69,357	−	69,357	−	−	−	−
	御蔵島村	1,827.11	1,663.58	14.39	1,649.19	367.38	11.46	11.46	−	355.92	1,296.20	2.93	1,293.27	−	1,293.27	32.16	131.37	0.80	130.57
		218,432	218,432	6,832	211,600	46,000	5,434	5,434	−	40,566	172,432	1,398	171,034	−	171,034	−	−	−	−
	八丈支庁　計	4,297.69	4,183.96	467.11	3,716.85	641.18	465.34	465.34	−	175.84	3,542.78	1.77	3,541.01	0.33	3,540.68	48.31	65.42	0.84	64.58
		652,693	652,693	200,908	451,785	213,629	200,091	200,091	−	13,538	439,064	817	438,247	30	438,217	−	−	−	−
	八丈町	3,936.36	3,830.39	441.51	3,388.88	607.11	439.74	439.74	−	167.37	3,223.28	1.77	3,221.51	0.33	3,221.18	40.55	65.42	0.84	64.58
		598,905	598,905	188,796	410,109	200,437	187,979	187,979	−	12,458	398,468	817	397,651	30	397,621	−	−	−	−
	青ヶ島村	361.33	353.57	25.60	327.97	34.07	25.60	25.60	−	8.47	319.50	−	319.50	−	319.50	7.76	−	−	−
		53,788	53,788	12,112	41,676	13,192	12,112	12,112	−	1,080	40,596	−	40,596	−	40,596	−	−	−	−
	小笠原支庁	798.57	677.82	24.35	653.47	−	−	−	−	−	677.82	24.35	653.47	−	653.47	0.48	120.27	−	120.27
	（小笠原村）	32,199	32,199	3,731	28,468	−	−	−	−	−	32,199	3,731	28,468	−	28,468	−	−	−	−

(4) 所有形態別森林資源表

単位　面積：ヘクタール，蓄積・成長量：千立方メートル

区分				総数			都有林			市町村有林			私有林		
				面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量
総数				19,172	2,216	17	1,147	123	2	7,278	850	5	10,747	1,243	9
立木地	総数		針葉	2,112	545	7	324	51	2	683	216	2	1,105	278	3
			広葉	15,915	1,671	10	727	72	1	6,154	634	3	9,034	966	6
			計	18,028	2,216	17	1,051	123	2	6,837	850	5	10,140	1,243	9
	人工林	総数	針葉	1,837	462	7	298	44	2	523	163	2	1,016	255	3
			広葉	1,614	125	1	26	2	0	574	56	0	1,015	67	0
			計	3,451	588	7	324	47	2	1,097	219	2	2,030	322	3
		育成単層林	針葉	1,837	462	7	298	44	2	523	163	2	1,016	255	3
			広葉	1,614	125	1	26	2	0	574	56	0	1,015	67	0
			計	3,451	588	7	324	47	2	1,097	219	2	2,030	322	3
		育成複層林	針葉	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
			広葉	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
			計	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	天然林	総数	針葉	275	83	0	26	7	0	160	53	0	90	23	0
			広葉	14,301	1,546	9	701	69	1	5,580	578	3	8,020	899	6
			計	14,576	1,628	10	727	76	1	5,740	631	3	8,109	921	6
		育成単層林	針葉	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
			広葉	0	0	−	0	0	−	0	−	−	0	0	−
			計	0	0	−	0	0	−	0	−	−	0	0	−
		育成複層林	針葉	4	1	0	−	−	−	4	1	0	−	−	−
			広葉	16	2	0	1	0	0	10	1	0	5	0	−
			計	20	3	0	1	0	0	13	2	0	6	0	−
		天然生林	針葉	272	82	0	26	7	0	156	52	0	90	23	0
			広葉	14,285	1,544	9	700	69	1	5,570	577	3	8,014	898	6
			計	14,556	1,626	10	726	76	1	5,727	629	3	8,103	921	6
竹林				85	−	−	−	−	−	19	−	−	66	−	−
無立木地	総数			1,059	−	−	96	−	−	422	−	−	541	−	−
	伐採跡地			30	−	−	0	−	−	28	−	−	305	−	−
	未立木地			1,029	−	−	96	−	−	393	−	−	237	−	−

(注) 四捨五入により総数と内訳が一致しない場合がある。

(5) 制限林の種類別面積

単位　面積:ヘクタール

	保安林					砂防指定地	自然公園									鳥獣保護法による特別保護地区	都市計画法による風致地区	保全地域の特別地区自然環境保全法による自然環境	保全地域の特別地区都自然保護条例による自然環境	保全地域都自然保護条例による歴史環境	その他	合計
							国立公園					都立自然公園										
	水源かん養	土砂流出防備	土砂崩壊防備	その他	計		特別保護地区	第一種特別地域	第二種特別地域	第三種特別地域	計	第一種特別地域	第二種特別地域	第三種特別地域	計							
総数	－	2,204	95	249	2,548	337	744	978	5,696	10,599	18,017	－	－	－	－	252	－	－	276	－	－	21,430
大島町	－	433	1	67	501	87	121	126	1,609	2,776	4,632	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	5,220
利島村	－	7	－	－	7	－	30	25	213	－	268	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	275
新島村	－	98	33	87	218	12	25	132	668	902	1,727	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,957
神津島村	－	244	15	51	310	26	183	244	111	836	1,374	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,710
三宅村	－	768	15	28	811	151	149	156	1,441	2,111	3,857	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	4,819
御蔵島村	－	124	－	5	129	5	190	118	705	742	1,755	－	－	－	－	252	－	－	－	－	－	2,141
八丈町	－	530	16	11	557	48	22	79	501	3,198	3,800	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	4,405
青ヶ島村	－	－	14	－	14	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	276	－	－	290
小笠原村	－	－	－	－	－	8	24	98	448	34	604	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	612

（注）四捨五入により合計と内訳が一致しない場合がある。

⑹　樹種別材積表

単位　材積：千立方㍍

樹種 林種	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	針葉樹計	広葉樹	広葉樹計
総数	381	9	155	0	545	1,671	1,671
人工林	374	9	79	0	462	125	125
天然林	7	－	75	0	83	1,546	1,546

（注）四捨五入により計と内訳が一致しない場合がある。

⑺　特定保安林の指定状況

該当なし

⑻　荒廃地等の面積

単位　地区数：地区，面積：㌶

区分		山地災害危険地区					
		山腹崩壊		崩壊土砂		計	
		地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積
総　計		73	743.0	118	184.1	191	927.1
市町村別内訳	大島町	12	55.0	26	27.7	38	82.7
	利島村	2	4.0	1	1.1	3	5.1
	新島村	16	374.0	2	1.8	18	375.8
	神津島村	17	180.0	21	36.0	38	216.0
	三宅村	6	74.0	33	82.0	39	156.0
	御蔵島村	3	4.0	10	9.6	13	13.6
	八丈町	11	39.0	21	25.0	32	64.0
	青ヶ島村	6	13.0	4	0.9	10	13.9

（注）１　山地災害危険地区調査による。
　　２　平成２７年度末現在の数値である。

⑼　森林の被害

単位　面積：㌶

区　分		林野火災				水害・風害				病害虫				獣害			
		H24	H25	H26	H27	H24	H25	H26	H27	H24	H25	H26	H27	H24	H25	H26	H27
総　計		167.31	－	－	－	－	67.22	－	－	0.07	0.04	116.98	145.89	－	－	－	－
市町村別内訳	大島町	－	－	－	－	－	67.22	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	利島村	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	102.30	131.21	－	－	－	－
	新島村	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	14.66	14.65	－	－	－	－
	神津島村	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	三宅村	167.31	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	御蔵島村	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	八丈町	－	－	－	－	－	－	－	－	0.07	0.04	0.02	0.03	－	－	－	－
	青ヶ島村	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	小笠原村	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

（注）１　被害面積は、実損面積である。
　　２　「森林被害報告年報」（平成24～27年度）による。

⑽　防火線等の整備状況

該当なし

3　林業の動向

⑴　保有山林規模別林家数

単位　所有者：人

区　分		1㌶未満	1～5㌶未満	5～10㌶未満	10～50㌶未満	50㌶以上
総　計		6,660	2,051	246	96	22
市町村別内訳	大島町	1,377	482	47	19	9
	利島村	39	42	9	1	1
	新島村	827	41	2	3	1
	神津島村	306	121	2	3	1
	三宅村	1,945	468	68	23	3
	御蔵島村	63	16	17	12	1
	八丈町	1,793	691	75	25	4
	青ヶ島村	159	107	6	2	－
	小笠原村	151	83	20	8	2

（注）１　所有規模別集計による。
　　２　総数は、それぞれの数値の単純合計であり、町村間での重複を考慮しない延べ数値である。

⑵　森林経営計画の認定状況

該当なし

⑶　森林組合及び生産森林組合の現状

ア　構成

単位　員数：人，金額：千円，面積：㌶

組合名	組合員数	常勤役職員数	出資金総数	組合員所有（又は組合経営）森林面積	備　　考
三宅村森林組合	75	1	1,447	1,890	

（注）　平成２８年度「森林組合総会議案書」及び平成２７年度「森林組合一斉調査」による。

イ　事業内容及び活動状況

・事業収益

単位　金額：千円

森林組合	指導事業	販売事業	購買事業	利用事業	金融事業	備考
三宅村森林組合	16	769	－	63,771	－	

（注）　平成２８年度「森林組合総会議案書」による。

⑷　林業事業体等の現況

該当なし

⑸　林業労働力の概況

該当なし

⑹　林業機械化の概況

該当なし

⑺　作業路網等の整備の概況

該当なし

4　前期計画の実行状況

⑴　間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位　材積：千立方メートル，実行歩合：パーセント

区分	伐採立木材積								
	計画			実行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総数	1.00	1.00	2.00	0.84	0.58	1.42	84	58	71
針葉樹	－	1.00	1.00	0.35	0.01	0.36	－	1	36
広葉樹	1.00	－	1.00	0.50	0.57	1.06	50	－	106

⑵　間伐面積

単位　面積：ヘクタール，実行歩合：パーセント

計画	実行	実行歩合
25	19	76

⑶　人工造林・天然更新別面積

単位　面積：ヘクタール，実行歩合：パーセント

人工造林及び天然更新別面積								
総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
4.00	4.20	105	2.00	0.34	17	2.00	3.86	193

⑷　林道の開設及び拡張の数量

単位　延長：キロメートル，実行歩合：パーセント

区分	開設延長			改良延長			舗装延長		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
基幹路網	－	－	－	24	11	46	4	10	250
うち林業専用道	－	－	－	－	－	－	－	－	－

⑸　保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア　保安林の種類別の面積

単位　面積：ヘクタール，実行歩合：パーセント

区分	保安林の指定又は解除の面積					
	指定			解除		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
水源かん養のための保安林	－	－	－	－	－	－
災害防備のための保安林	27	232	860	1	2	187
保健、風致の保存等のための保安林	－	－	－	－	－	－

イ　保安施設地区の面積

単位　面積：ヘクタール，実行歩合：パーセント

保安施設地区の指定		
計画	実行	実行歩合
－	－	－

ウ　治山事業の数量

単位　地区数：地区，実行歩合：パーセント

保安施設事業			
種類	計画	実行	実行歩合
山地治山	30	26	87
保安林整備	－	－	－

⑹　要整備森林の森林施業の区分別面積

単位　面積：ヘクタール，実行歩合：パーセント

施業区分		計画	実行	実行歩合
造林	総数	－	－	－
	人工造林	－	－	－
	天然更新	－	－	－
保育		－	－	－
伐採	総数	－	－	－
	主伐	－	－	－
	間伐	－	－	－

5　森林の異動状況

⑴　森林より森林以外への異動

単位　面積：ヘクタール

森林より森林以外への土地の異動						
農用地	ゴルフ場等レジャー施設用地	住宅、別荘、工場等建物敷地	採石、採土砂	道路等の公共施設用地	その他	計
2.38	－	－	－	3.33	－	5.71

⑵　森林以外より森林への異動

単位　面積：ヘクタール

森林以外より森林への異動			
原野	農用地	その他	計
－	－	4.70	4.70

６　森林資源の推移

（1）　分期別伐採立木材積等

単位　面積：ヘクタール，材積：千立方メートル，延長：キロメートル

分期			Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ	Ⅷ
伐採立木材積	総数	総数	12	11	35	39	41	42	42	48
		針葉樹	1	0	0	2	4	4	4	9
		広葉樹	11	11	35	37	37	38	38	39
	主伐	総数	11	11	35	39	40	40	39	44
		針葉樹	0	0	0	2	3	2	1	5
		広葉樹	11	11	35	37	37	38	38	39
	間伐	総数	1	0	0	0	1	2	3	4
		針葉樹	1	0	0	0	1	2	3	4
		広葉樹	0	0	0	0	0	0	0	0
造林面積	総数		477	474	380	364	357	357	345	298
	人工造林		197	179	100	84	77	67	55	8
	天然更新		280	295	280	280	280	290	290	290
林道開設延長			—	—	—	—	—	—	—	—

(2)　分期別期首資源表

単位　面積：ヘクタール，材積：千立方メートル

分期		面積												材積
		総数	1，2齢級	3，4齢級	5，6齢級	7，8齢級	9，10齢級	11，12齢級	13，14齢級	15，16齢級	17，18齢級	19，20齢級	21齢級以上	
第Ⅰ分期	総数	15,961	58	42	93	123	897	5,101	4,693	2,731	951	396	876	2,794
	人工林	2,378	23	41	75	81	354	1,111	365	190	109	13	15	693
	天然林	13,584	36	1	18	42	543	3,990	4,327	2,541	842	383	862	2,101
第Ⅲ分期	総数	16,014	985	65	93	93	615	2,231	4,567	3,957	1,909	717	781	2,802
	人工林	2,752	398	41	75	78	347	1,098	361	209	102	28	13	723
	天然林	13,262	586	24	18	16	267	1,132	4,206	3,748	1,807	689	768	2,079
第Ⅴ分期	総数	15,964	778	992	116	93	695	2,078	1,692	3,611	3,135	1,676	1,098	2,767
	人工林	2,930	206	417	76	78	344	1,092	348	204	121	22	23	762
	天然林	13,034	571	575	40	16	351	987	1,344	3,407	3,014	1,655	1,075	2,005
第Ⅶ分期	総数	15,557	748	785	1,042	116	695	2,259	1,680	716	2,560	2,901	2,057	2,692
	人工林	3,057	166	225	451	78	344	1,088	342	191	116	39	17	811
	天然林	12,500	581	560	591	38	351	1,170	1,338	524	2,443	2,862	2,040	1,881
第Ⅸ分期	総数	14,106	677	755	835	1,041	718	2,259	1,960	843	-346	2,086	3,278	2,384
	人工林	3,106	85	185	259	452	344	1,088	338	185	103	36	31	866
	天然林	11,000	591	570	576	589	374	1,170	1,622	659	-449	2,051	3,247	1,518

平成２９年３月発行

登録番号(28)256

伊豆諸島地域森林計画書

編集・発行　東京都産業労働局農林水産部森林課
東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
電話　ダイヤルイン03(5320)4860

印　　刷　株式会社　アライ印刷
東京都世田谷区羽根木１－12－７
電話　03（5376）9123(代)

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

古紙パルプ配合率 70%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用しています